

一 般 廃 棄 物（ごみ）処 理 基 本 計 画

平成 30(2018)年 3 月

上 牧 町

〈 目 次 〉

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の対象区域	3
第4節 計画の期間	3
第5節 計画策定の範囲	4
第2章 地域の概況	5
第1節 地理的概況	5
第2節 社会的概況	7
第3章 ごみ処理の現状	15
第1節 ごみ処理システムの現状	15
第2節 ごみ処理の実績	20
第4章 ごみ処理技術の動向	26
第1節 燃やせるごみ等の中間処理施設の技術動向	26
第2節 マテリアルリサイクル施設の技術動向	27
第3節 中継施設の技術動向	28
第5章 ごみ処理の現況評価と課題	29
第1節 現況評価	29
第2節 課題の整理	31
第6章 ごみ処理基本計画	33
第1節 人口の将来予測	33
第2節 ごみ量の将来予測	35
第3節 ごみ処理の基本理念と目標	40
第4節 目標達成に向けた基本施策	53
第5節 災害廃棄物処理基本方針	69

第1章 はじめに

第1節 計画策定の目的

地球温暖化や天然資源の枯渇等の環境問題が深刻化する中、廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。

平成 15（2003）年 3 月には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとした「循環型社会形成推進基本計画」が定められました。平成 25（2013）年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、今までの廃棄物の減量に加え、廃棄物から有用資源を回収、天然資源の消費を抑制するという、循環型社会の形成に向けての新たなステージに突入していることが指摘されています。

また、奈良県では、奈良県循環型社会構築構成や新奈良県廃棄物処理計画が策定され、廃棄物の減量や適正処理の推進が図られています。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があります。

上牧町（以下「本町」という。）では、「一般廃棄物処理基本計画書（見直し）平成 26（2014）年 10 月」に則り、老朽化した焼却施設の稼働停止、それに伴う焼却処理の民間委託、中継施設の建設・稼働（平成 28（2016）年 11 月開始）を進めてきましたが、今後の安定・継続したごみの適正処理の観点から、現在、ごみ処理行政の大きな転換点を迎えています。

そのような中、天理市などの周辺市町村でも既存施設の老朽化が進んでおり、さらにごみ量が減少傾向にあるなどの課題が顕在化したことを受けて、既存施設の維持管理費等を考慮した結果、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用（発電・余熱利用等）などを図り、安定的なごみ処理の継続確保することを目的に 10 市町村による広域組合を設立し、新しいごみ処理施設の稼働に合わせて、広域処理を行う方針とし、平成 28（2016）年 4 月に上牧町及び大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・広陵町・河合町の 10 市町村（以下「構成市町村」という。）を構成市町村として、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）が設立しました。

広域組合では、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下、各施設を「新焼却施設」、「新粗大・リサイクル施設」といい、併せて、「新ごみ処理施設」という。）の整備を予定しています。新ごみ処理施設は平成 35（2023）年度の供用開始を目標としており、施設の稼働に合わせて、構成市町村での広域処理を開始する予定としています。

今回の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）では、本町のごみ処理の現状を把握した上で、広域化に向けた分別品目の統一や処理体制等について検討・整理するとともに、広域組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「組合ごみ処理基本計画」という。）及び国の方針を踏まえて、本町の新たなごみ処理のあり方と、目標及び施策を検討することを目的としています。

第2節 計画の位置付け

本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25（2013）年 5 月）」や各種リサイクル法、県の循環型社会構築構想や廃棄物処理計画、災害廃棄物処理計画に基づき策定するもので、本町におけるごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、広域組合の「組合ごみ処理基本計画」との整合性を図かります。

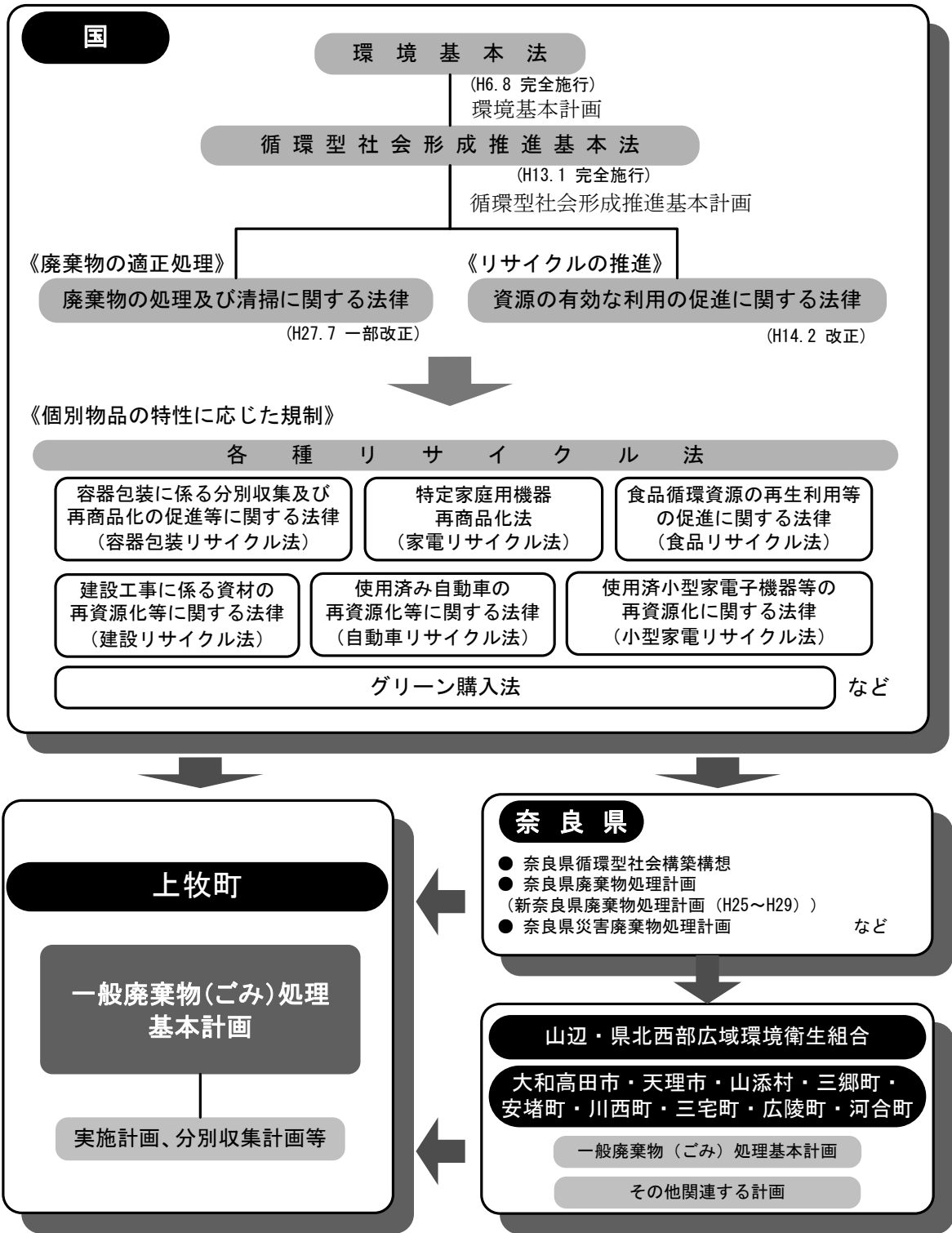


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、本町の全区域とします。



図 1-2 計画の対象区域

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度を初年度、平成 44（2032）年度を最終年度とした、15 年間の計画とし、中間目標年度は計画初年度から 7 年後の平成 36（2024）年度とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
内容・計画期間	← 計画期間 →														▲ 計画目標年度
							▲ 中間目標年度								

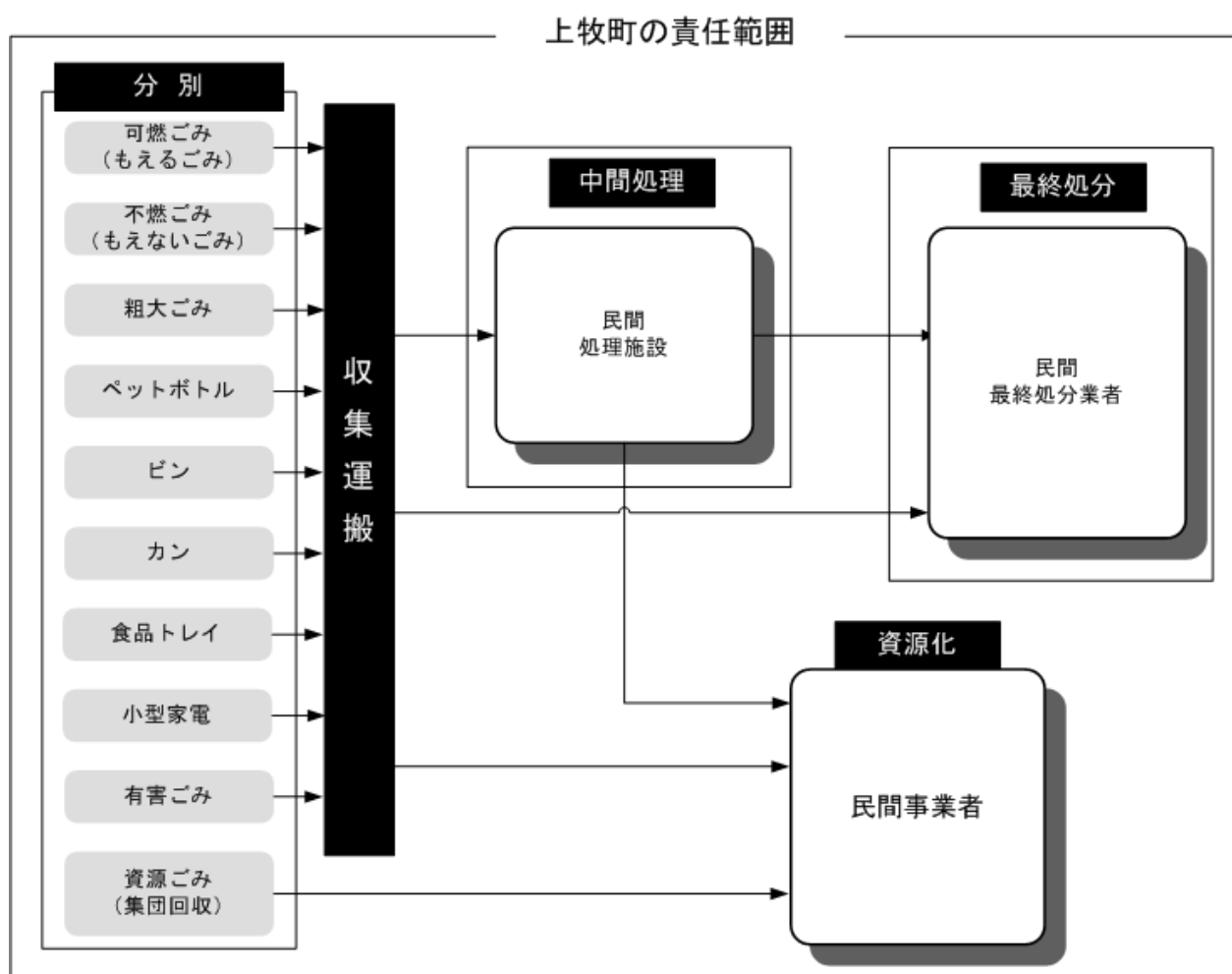
図 1-3 計画期間と計画目標年度

第5節 計画策定の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは廃棄物処理法によると、第2条第2項の規定に「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、計画策定の目的でも述べたように、廃棄物処理法では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

本町は、本地域で発生する一般廃棄物について減量化・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分、最終処分の適正な処理・処分の役割を担っていきます。

本計画では循環型社会構築推進のため、減量計画、収集運搬から最終処分に至る過程において計画を策定しますが、将来においてごみの広域処理が計画されていることから、広域組合及び構成市町村との連携・調整を図り、広域組合の「組合ごみ処理基本計画」との整合性を図っていきます。



※「有害ごみ」は平成30（2018）年4月から実施。

図 1-4 一般廃棄物の処理における責任範囲

第2章 地域の概況

第1節 地理的概況

1 位置

本町の位置図を図 2-1 に示します。

本町は奈良県の北西部に位置しており、東西に 2.1km、南北に 3.6km、面積は 6.14km² のまちです。北西は王寺町、北東は河合町、南東は広陵町、南西は香芝市に隣接しています。

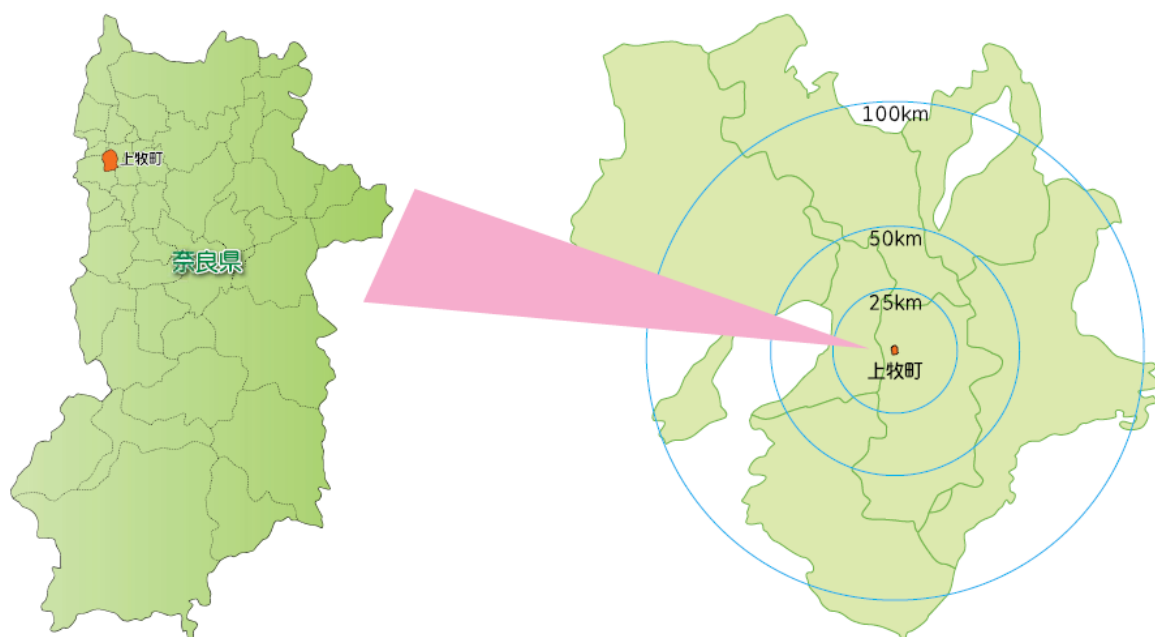


図 2-1 本地域の位置図

2 地勢

本町は大阪市の中心部から約 35km の距離にあり、西名阪自動車道の香芝 I C が近接するなど自動車交通の利便性にも恵まれています。また、町内各地と王寺駅・五位堂駅を結ぶバス路線が運行されており、バスと電車を乗り継いで大阪の中心部まで約 1 時間の時間距離にあります。このような立地のため、大阪のベッドタウンとして人口が急増し、発展してきました。近年では大規模商業施設の建設や新しい住宅地も開発されています。



図 2-2 交通アクセス

3 気象

最寄りの気象観測所である奈良地方気象台と田原本観測所の気象の概況より、平成 24 (2012) 年～平成 28 (2016) 年の推移をみると、奈良地方気象台は、平均気温は 14.7～16.0℃、年降水量は 1,320.5～1,597.5mm、平均風速は 1.3～1.4m/秒、最多風向は北北東または北となっています。また、田原本観測所の年降水量は、1,214.0～1,429.5mm となっています。

近年局地的な大雨が多発していますが、奈良地方気象台と田原本観測所においても、平成 26 (2014) 年度には日最大降雨量が 100mm を超えるような大雨を記録しています。

表 2-1 気象概況

項目 年		気温					風速		最多 風向	降水量		日照 時間
		平均			極値		平均	最大		総量	日最大	
		日最高	日最低	平均	最高	最低						
		℃	℃	℃	℃	℃	m/s	m/s		mm	mm	h
奈良地方気象台	平成24 2012	20.2	10.3	14.7	36.3	-5.3	1.4	8.3	北北東※	1597.5	97.5	1755.9
	平成25 2013	21.0	10.5	15.3	37.1	-4.1	1.4	8.9	北	1505.5	98.0	2004.2
	平成26 2014	20.6	10.3	14.9	36.8	-3.7	1.4	9.3	北北東	1320.5	134.5	1854.0
	平成27 2015	21.0	11.0	15.5	36.9	-3.1	1.4	8.1	北	1512.0	51.5	1783.7
	平成28 2016	21.6	11.2	16.0	36.7	-4.8	1.3	7.8	北	1493.5	94.5	1887.1
田原本観測所	平成24 2012	-	-	-	-	-	-	-	-	1429.5	63.0	-
	平成25 2013	-	-	-	-	-	-	-	-	1425.0	103.0	-
	平成26 2014	-	-	-	-	-	-	-	-	1214.0	148.5	-
	平成27 2015	-	-	-	-	-	-	-	-	1359.0	39.5	-
	平成28 2016	-	-	-	-	-	-	-	-	1435.5※※	103.0※※	-

注) 奈良地方気象台（奈良市半田開町7-1）と田原本観測所（磯城郡田原本町）での観測に基づく統計値である。

※：観測データ数が欠けているが、許容範囲であるため正常値（観測データが欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

なお、許容範囲となるデータ数は全体数の80%とされている。

※※：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である。といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

出典：気象庁ウェブサイト

第2節 社会的概況

1 都市形態の動向

本町の都市計画状況を表 2-2 に示します。

用途地域のうち最も多くの面積を占めているのは、第一種住居地域の 231ha であり、次いで第一種低層住居専用地域の 87ha の順となっています。

表 2-2 都市計画状況

区 分		面積 (ha)	
			構成比
都市計画区域		614	100.0%
	市街化区域	385	62.7%
	市街化調整区域	229	37.3%
用途地域	第一種低層住居専用地域	87	14.2%
	第二種低層住居専用地域	0	0.0%
	第一種中高層住居専用地域	38	6.2%
	第二種中高層住居専用地域	0	0.0%
	第一種住居地域	231	37.5%
	第二種住居地域	0	0.0%
	準住居地域	0	0.0%
	近隣商業地域	13	2.2%
	商業地域	1	0.2%
	準工業地域	15	2.4%
	工業地域	0	0.0%
	工業専用地域	0	0.0%

出典：大和都市計画区域

2 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

本町の過去 10 年間の人口及び世帯数を表 2-3 に示します。

平成 28 (2016) 年度における本町の人口は、22,916 人であり、世帯数は 9,859 世帯で、世帯構成人口は 2.3 人/世帯となっています。経年変化を見ると年々人口は減少する一方で世帯数は増加傾向に、それに伴い、1 世帯当たりの構成人口は減少傾向にあります。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯構成人口 (人/世帯)
平成19 (2007)	24,757	9,538	2.6
平成20 (2008)	24,475	9,598	2.6
平成21 (2009)	24,313	9,650	2.5
平成22 (2010)	23,982	9,675	2.5
平成23 (2011)	23,785	9,737	2.4
平成24 (2012)	23,515	9,760	2.4
平成25 (2013)	23,385	9,772	2.4
平成26 (2014)	23,068	9,784	2.4
平成27 (2015)	23,047	9,776	2.4
平成28 (2016)	22,916	9,859	2.3

※各年度10月1日現在の値

出典：上牧町人口及び世帯数（各年度より抜粋）

(2) 人口動態

本町の人口動態を表 2-4 に示します。

社会動態では転出が転入を上回っていましたが、平成 27 (2015) 年度から転入が逆転しています。自然動態では死亡が出生を大きく上回っている状況が続いているため、人口は減少傾向にあります。

表 2-4 人口動態

年度	社会動態			自然動態			人口増減 (人)
	転入 (人)	転出 (人)	計 (人)	出生 (人)	死亡 (人)	計 (人)	
平成24 (2012)	786	824	△ 38	131	296	△ 165	△ 203
平成25 (2013)	761	784	△ 23	124	279	△ 155	△ 178
平成26 (2014)	771	835	△ 64	110	295	△ 185	△ 249
平成27 (2015)	570	563	7	71	224	△ 153	△ 146
平成28 (2016)	815	795	20	97	281	△ 184	△ 164

※各年度10月1日現在の値

出典：人口移動報告書

(3) 人口構造

本町の人口構造を表 2-5 に示します。

平成 28 (2016) 年度における年少人口（構成比）は、男女それぞれ 1,350 人（5.9%）、1,217 人（5.3%）であり、生産年齢人口は、6,480 人（28.3%）、6,751 人（29.5%）であり、老年人口は、3,044 人（13.3%）、4,074 人（17.8%）となっています。

年齢別 3 区分人口の構成比の経年変化を見ると、年々、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加しており、高齢化が進行している状況にあります。

表 2-5 年齢別 3 区分人口

年度	年少人口（15歳未満）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）		総人口 （人）
	男（人）	女（人）	男（人）	女（人）	男（人）	女（人）	
	（構成比）	（構成比）	（構成比）	（構成比）	（構成比）	（構成比）	
平成24 2012	1,614 6.8%	1,466 6.1%	7,176 30.1%	7,594 31.8%	2,592 10.9%	3,427 14.4%	23,869
平成25 2013	1,543 6.6%	1,391 5.9%	6,943 29.5%	7,317 31.1%	2,725 11.6%	3,626 15.4%	23,545
平成26 2014	1,470 6.3%	1,316 5.6%	6,743 28.9%	7,111 30.5%	2,859 12.3%	3,809 16.3%	23,308
平成27 2015	1,417 6.1%	1,249 5.4%	6,606 28.6%	6,907 29.9%	2,945 12.8%	3,948 17.1%	23,072
平成28 2016	1,350 5.9%	1,217 5.3%	6,480 28.3%	6,751 29.5%	3,044 13.3%	4,074 17.8%	22,916

※構成比については四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

※各年度10月1日現在の値

出典：人口移動報告書（年齢別人口表を参照）

3 産業の動向

本町の産業別事業所数及び従業者数を表 2-6 に示します。

平成 26（2014）年度における事業所数は 483 事業所で、従業者数は 5,884 人となっています。平成 24（2012）年度と比較すると、事業所数及び従業者数ともに増加しています。

表 2-6 産業別事業所数及び従業者数

区分	平成24（2012）年度		平成26（2014）年度	
	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）
第一次産業	0	0	0	0
農林漁業	0	0	0	0
第二次産業	75	689	68	707
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	38	163	34	179
製造業	37	526	34	528
第三次産業	351	3,708	415	5,177
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	1	13
情報通信業	1	4	2	5
運輸業、郵便業	5	110	5	115
卸売業、小売業	107	927	144	1,597
金融業、保険業	6	59	6	56
不動産業、物品賃貸業	15	36	13	25
学術研究、専門・技術サービス業	10	27	15	40
宿泊業、飲食サービス業	54	401	60	547
生活関連サービス業、娯楽業	59	360	57	329
教育、学習支援業	18	73	27	476
医療、福祉	48	1,549	54	1,763
複合サービス事業	3	15	3	17
サービス業（他に分類されないもの）	25	147	28	194
合 計	426	4,397	483	5,884

※出典：経済センサス

4 土地の利用状況

本町の土地利用状況を表 2-7 に示します。

土地利用状況で最も多くの面積を占めているものが、宅地で 2,280,000m² (37.1%)、次いで雑種地の 1,490,000m² (24.3%)、山林の 960,000m² (15.6%) の順となっています。

表 2-7 土地利用状況

区分	統計	一般 田畑	宅地 介在 田畑等	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
面積 (m ²)	6,140,000	550,000	520,000	2,280,000	150,000	960,000	190,000	1,490,000
構成比	100.0%	9.0%	8.5%	37.1%	2.4%	15.6%	3.1%	24.3%

※非課税土地は含まない。

※雑種地には「その他都市的土地利用」を含む。

出典：上牧町都市計画マスタープラン

5 関連計画

(1) 奈良県循環型社会構築構想

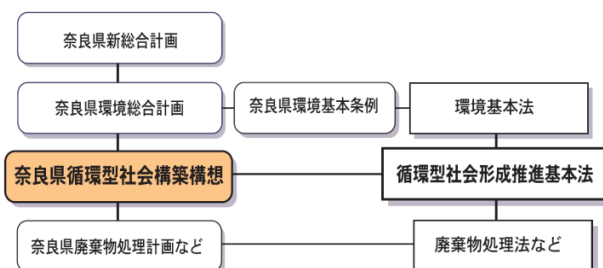
構想の目的：

地域の特性を活かした奈良県がめざすべき循環型社会の姿を明らかにして、県民・事業者・行政が、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するという共通の認識を持って、一体的な取組が進められることを目的として策定する。

計画の位置づけ：

循環型社会形成推進基本法、奈良県新総合計画、奈良県環境基本条例及び奈良県環境総合計画を上位計画におき、奈良県の特徴を活かした循環型社会の構築を進めるための基本的な方向を提示する。

奈良県循環型社会構築構想の位置づけ



本県における循環型社会のあるべき姿

〔基本目標〕 県民・事業者・行政の連携でゴミゼロ奈良へ

〔基本方針〕

- 1 6つの「R」の推進
- 2 都市と農山村の交流を通じた循環型社会の構築
- 3 地場産業の振興とともに進めるゼロ・エミッション
- 4 世界に誇る歴史・文化遺産と豊かな自然環境の保全

(2) 新奈良県廃棄物処理計画

計画の位置づけ：

- 3R推進
- 県と市町村が連携・協働して各種施策を推進
- 法定計画

計画期間：平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度までの 5 年間

基本目標：

未来に生きる「ゴミゼロ奈良県」の実現

一般廃棄物の数値目標：

- ①最終処分の目標値 最終処分量 46 千トン/年 最終処分率 10.3%
- ②排出抑制の目標値 排出利用 446 千トン/年 一人 1 日当たり 870g
- ③再生利用の目標値 再生利用率 25% 再生利用量 113 千トン

施策・事業

- (1) 廃棄物排出抑制の促進
- (2) 廃棄物循環的利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物処理対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

将来像：

「ほほ笑みあふれる 和のまちづくり」を目指して

計画の位置づけ：

これまでの総合計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、社会経済状況の変化や時代の流れなど、本町を取り巻く諸状況を十分に認識し、総合的かつ戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるように策定します。

計画期間：平成29（2017）年度～平成38（2026）年度までの10年間

基本理念（抜粋）：

（都市環境）快適で住み良く自慢できるまちづくり

環境衛生

目指す姿：資源が循環し快適に暮らせるまち

現況と課題（抜粋）：

- 今後も環境衛生を推進していくためには、町民一人ひとりが自覚を持って実践することが大切であることから、行動へ導くための情報発信及び支援が必要です。
- 本町の塵芥焼却場は老朽化が著しく、適正な焼却処理が困難になったため、平成28年度11月から、可燃物を集積できるごみ中継施設の稼働を開始し、また、焼却において民間委託により、環境に配慮した適正なごみ処理をおこなっています。
- ごみ処理施設については、県内10市町村（天理市・大和高田市・川西町・三宅町・三郷町・安堵町・上牧町・広陵町・河合町・山添村）で構成された「山辺・県北西部広域環境衛生組合」において新施設の建設を予定しており、可燃物を1箇所でも処理することができることから、これまで処理業務に割いていた人員を完成後は収集業務だけに充てることができ、ステーション型収集も期待できます。

施策の展開方向	想定される取り組み
① ごみの減量化・資源の再利用 ○ 3R【「リデュース（ごみになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」】を積極的に呼びかけ、適正な分別により家庭から排出されるごみを減らすように努めます。 ○ 資源化やリサイクルに関するイベントを実施し、意識の向上を図ります。 ○ 生ごみの有機肥料化への取り組みに対して積極的な支援を行います。	○ ごみの分別・減量化の推進 ○ 資源物分別の啓発 ○ ごみの分別・減量化に向けた情報の発信
② ごみ収集体制の構築・充実 ○ 再資源化への取り組みを強化するうえで、2023年（平成35年）からはじまる広域のごみ分別収集の徹底を図ります。 ○ 広報などを通じて、ごみの分別収集の徹底を図ります。	○ ごみ処理施設の広域利用 ○ ステーション型ごみ集積所の維持継続
③ 斎場・墓地の運営及び維持管理の充実 ○ 静香苑及び町営墓地の適切な維持管理に取り組みます。 ○ 静香苑の利用者ニーズに応じた利用方法等の見直しを行い、効率よく稼働させます。	○ 静香苑及び町営墓地の維持管理の充実 ○ 静香苑の利用者ニーズに応じた運営体制の充実

(4) 奈良県災害廃棄物処理計画

策定趣旨：

- ・各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備推進等を促進するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画作成に資することを目的とする。
- ・奈良県地域防災計画等との整合を図り、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示す。

計画の基本的事項：

1. 想定する最大規模の災害

最も被害の大きい災害とされている奈良盆地東縁断層帯地震を想定する。

災害名	地震規模	災害廃棄物発生量	地震発生確率(30年以内)
奈良盆地東縁断層帯地震	最大震度:7 M7.5	最大約1,700万トン(県内) ※建物倒壊数:最大約20万棟	0～5%
南海トラフ地震	最大震度:7 M9.1	最大約500万トン(県内) ※全国で約2.5億t～3.5億t	70%程度

出所) 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(H16)、南海トラフ巨大地震の被害想定(H25内閣府)、「長期評価結果」地震調査研究推進本部

2. 処理期間の設定

最大でも3年以内の処理完了を目指す。

3. 処理方針

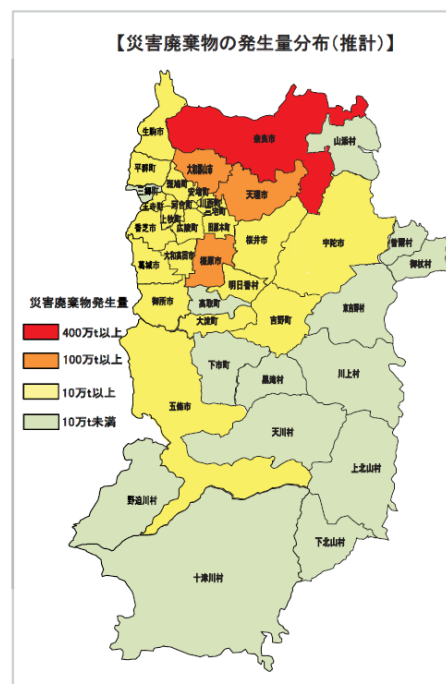
被災した市町村等では行政機能やごみの処理力が低下することから、通常時とは異なる緊急かつ広域の体制を構築し、処理を行う必要がある。

災害廃棄物発生量の推計(奈良盆地東縁断層帯地震を想定)：

最大約 1700 万トン

大規模な災害に備えた取組：

1. 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営
2. 教育・訓練の実施
3. 災害廃棄物の仮置場の確保対策
4. 広域相互支援協定締結の促進



6 上牧町の沿革

本町の沿革を表 2-8 に示します。

表 2-8 上牧町の沿革

	年月		沿革
	年	月	
昭和	46 (1971)	4	焼却場稼働開始
	47 (1972)	12	上牧村が町制施行して上牧町になる
平成	12 (2000)		排ガス高度処理施設、灰固形化施設 建設工事の実施
	15 (2003)		焼却施設改良工事
	18 (2006)	8	ごみ処理の有料化開始
	26 (2014)	9	可燃ごみ袋に20ℓ袋を追加
	27 (2015)	8	使用済み小型家電の収集を開始
	28 (2016)	11	上牧町ごみ中継施設稼働及び焼却処理民間委託の開始

7 上牧町の関係法令等

本町の廃棄物に関する法令等を表 2-9 に示します。

表 2-9 上牧町の関係法令等

関連法令
上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則
上牧町再生資源集団回収助成金交付要綱

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理システムの現状

1 用語の定義

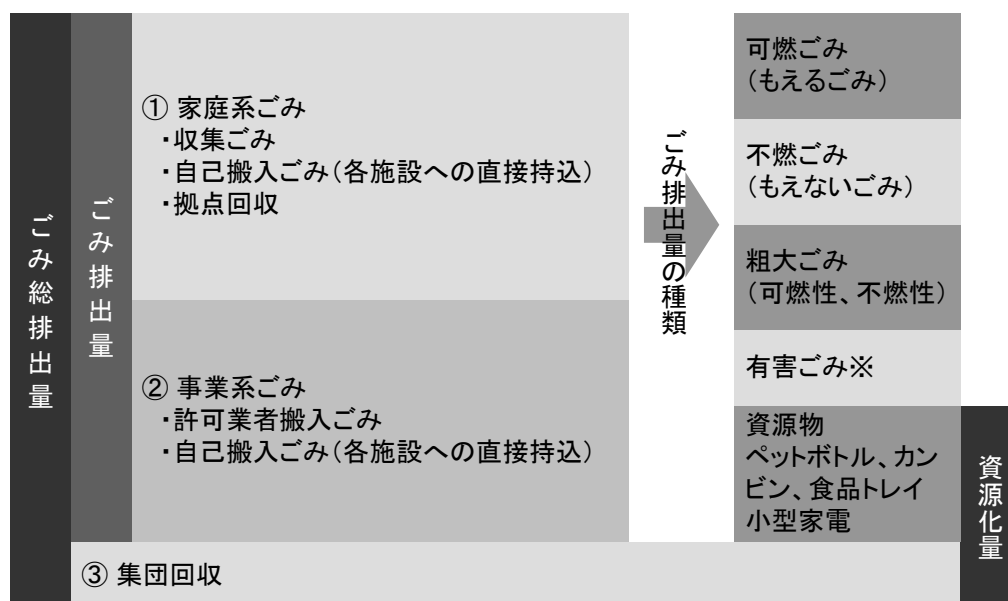
本計画における用語の定義を図 3-1 に示します。

本計画では、家庭から排出される一般廃棄物を「家庭系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収（町内会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」と呼び、その住民一人1日あたりのごみ総排出量を「ごみ総排出量原単位」と呼びます。

事業系ごみについては許可業者収集、自己搬入ごみとして処理します。

ごみ排出量については、処理形態により、大きく可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ（可燃性、不燃性）、資源物（ペットボトル、ビン、カン、食品トレイ、小型家電）、の4種類に分けられます。なお、有害ごみについて、平成 30（2018）年4月から分別を開始します。

また、家庭系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量を「資源化量」と呼び、ごみ総排出量に対する資源化量の割合を「資源化率」と呼びます。



※「有害ごみ」は平成 30（2018）年4月から実施。

図 3-1 本計画における用語の定義

2 ごみの分別区分等

平成 29（2017）年度時点の本町のごみの分別区分等を表 3-1 に示します。

本町では、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみと指定資源ごみ収集ステーションでペットボトル、カン類、ビン類、食品トレイを分別して収集しています。また、平成 27（2015）年 8 月から町内 9 箇所に回収ボックスで「使用済み小型家電」の回収が始まりました。

表 3-1 上牧町のごみの分別区分等（平成 29（2017）年度時点）

分別区分 ¹⁾			排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ (もえるごみ)	生ごみ、紙くず、木くず、草類	・指定袋に入れる	週 2 回	ステーション
	不燃ごみ (もえないごみ)	金属類、陶磁器類、ガラス類、 皮・ゴム・布類、プラスチック、 発泡スチロール、電池、体温計、 蛍光灯	・指定袋に入れる	週 1 回	ステーション
	粗大ごみ	町指定袋に入らない大型の不燃ごみ	・粗大ごみ収集利用券を貼って出す (品目により枚数は異なる)	電話申込 (月 1 回)	戸別
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、酒類ペットボトル、 調味料ペットボトル	・水で洗い資源物置場に出す	2 週 1 回	資源ごみ収集ステーション
	カン類(アルミ・スチール)	スチール缶、アルミ缶	・水で洗い資源物置場に出す	2 週 1 回	資源ごみ収集ステーション
	ビン類(白・茶・その他)	飲料ビン、調味料ビン、薬ビン、 化粧品ビン	・水で洗い資源物置場に出す	2 週 1 回	資源ごみ収集ステーション
	食品トレイ	白色トレイのみ	・水で洗い資源物置場に出す	月 1 回	収集ステーション
拠点回収	小型家電	制度対象品目	回収ボックスの投入口(20 cm×35 cm)に入る大きさで、ご家庭から出る使用済み小型家電	-	拠点(回収ボックス)
集団回収	古紙類	古新聞紙、古雑誌、ダンボール、 紙パック	-	-	-
	古布類	古布、古着	-	-	-

1) 平成 30（2018）年 4 月から「有害ごみ」の分別を実施する。

3 ごみの処理主体

平成 29（2017）年度時点の本町のごみ処理主体を表 3-2 に示します。

表 3-2 ごみ処理主体（平成 29（2017）年度時点）

分別区分 ¹⁾		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ（もえるごみ）	直営/自己搬入	委託	委託
	不燃ごみ（もえないごみ）	直営/自己搬入	委託	委託
	食品トレイ	直営/自己搬入	委託	資源化
	ペットボトル	直営/自己搬入	直営	資源化
	ビン類（白・茶・その他）	直営/自己搬入	直営	資源化
	カン類（アルミ・スチール）	直営/自己搬入	直営	資源化
	小型家電	委託	委託	資源化
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託	委託
事業系ごみ	可燃ごみ（もえるごみ）	許可業者/自己搬入	委託	委託
	不燃ごみ（もえないごみ）	許可業者/自己搬入	委託	委託
	食品トレイ	-	-	-
	ペットボトル	許可業者/自己搬入	直営	資源化
	ビン類（白・茶・その他）	許可業者/自己搬入	直営	資源化
	カン類（アルミ・スチール）	許可業者/自己搬入	直営	資源化
	有害ごみ	-	-	-
	小型家電	-	-	-
	粗大ごみ	-	-	-

1) 平成 30（2018）年 4 月から「有害ごみ」の分別を実施する。

4 ごみの処理手数料

平成 29（2017）年度時点の本町のごみ処理手数料を表 3-3 に示します。

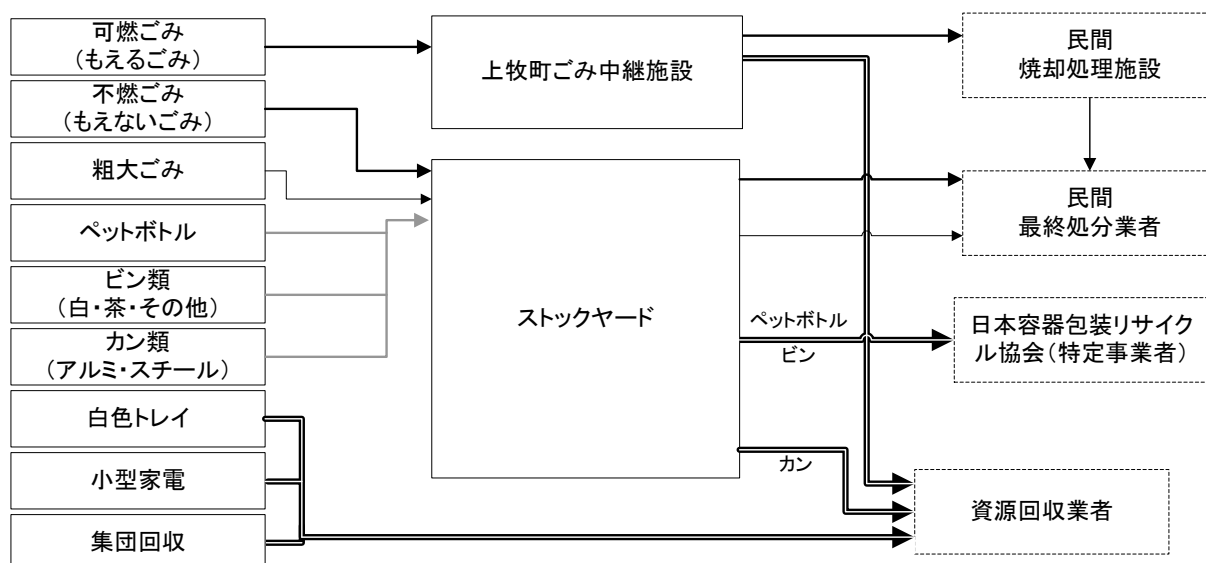
表 3-3 ごみ処理手数料（平成 29（2017）年度時点）

区分		単位	手数料
家庭系ごみ	可燃ごみ	4 5 リットル袋	1 枚 4 5 円
		3 0 リットル袋	1 枚 3 0 円
		2 0 リットル袋	1 枚 2 0 円
		1 0 リットル袋	1 枚 1 0 円
		8 リットル袋	1 枚 8 円
	不燃ごみ	4 5 リットル袋	1 枚 4 5 円
		3 0 リットル袋	1 枚 3 0 円
	粗大ごみ	粗大ごみ収集利用券	（規定に定める額）
事業系一般廃棄物		1 0 キログラム	1 5 0 円（重量制）
特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に基づく特定家庭用機器廃棄物※		1 品目 1 台（個）	3, 0 0 0 円

※引取義務外品に限る。

5 ごみ処理・処分の流れ

平成 29（2017）年度時点の本町のごみの処理フローを図 3-2 に示します。



※平成 28（2016）年 11 月上牧町塵芥焼却場が停止して後、全て民間に処理委託している。

図 3-2 ごみ処理フロー（平成 29（2017）年度時点）

6 中間処理施設の概要

本町の中間処理施設の概要を表 3-4 に示します。

本町の中間処理施設である「上牧町塵芥焼却場」は昭和 47 年稼働で老朽化が著しく、ごみの適正な処理ができないことから、平成 28（2016）年 11 月に稼働を停止し、焼却処理の民間委託を開始しました。民間委託の開始に伴い、ごみの中継施設が稼働しています（表 3-5）。

表 3-4 上牧町塵芥焼却場

実施主体	上牧町
施設名	上牧町塵芥焼却場
所在地	香芝市上中511-1番地
竣工年月	昭和47(1972)年(平成28(2016)年11月稼働停止)
処理能力	15t/日(7.5t/8h×2炉)
処理方式	機械化パッチ式
処理対象物	可燃ごみ

表 3-5 上牧町ごみ中継施設

実施主体	上牧町
施設名	上牧町ごみ中継施設
所在地	上牧町上牧 1 7 1 8 - 1 番地
竣工年月	平成28（2016）年11月稼働開始
処理能力	—
処理方式	積替え
処理対象物	可燃物

表 3-6 ストックヤード

実施主体	上牧町
施設名	上牧町ストックヤード
所在地	香芝市上中 5 1 6 - 1、5 1 7 - 1
竣工年月	—
処理能力	—
処理方式	積替え（資源物は減容と積替え）
処理対象物	不燃物、資源物

7 最終処分場の概要

本町から排出される不燃物や焼却施設からの焼却残渣等については、大阪湾フェニックス（表 3-7）、またはその他の民間業者の最終処分場にて埋立処分を行っています。

表 3-7 大阪湾広域臨海環境整備センター

実施主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
施設名	泉大津沖埋立処分場
所在地	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先
竣工年月	平成4（1992）年1月
埋立面積	203 ha
埋立容量	3,100万m ³ （一般廃棄物：390万m ³ ）
埋立対象物	一般廃棄物 産業廃棄物 災害廃棄物 陸上残土 浚渫土砂
浸出水処理方式	前処理（スクリーン、pH調整槽）、生物処理（接触酸化型の生物膜で有機物を除去）、凝集沈殿処理（汚濁物質を薬品により凝集させ、重力沈殿により、COD、SS成分を除去）

第2節 ごみ処理の実績

1 ごみ排出量の実績

本町のごみ排出量の実績を表 3-8、図 3-3 に示します。

家庭系ごみは減少傾向にあります。一方、事業系ごみは平成 26 (2014) 年度に増加し、その後横ばいで推移しています。また、ごみ総排出量原単位についても、平成 26 (2014) 年度以降減少し、平成 28 (2016) 年度は 881 g/人日となっています。

表 3-8 ごみ排出量（集団回収含む）の推移

年度	家庭系ごみ (集団回収含む)	事業系ごみ	ごみ総排出量	ごみ総排出量 原単位
	t/年			g/人日
H24 (2012)	5,670	1,840	7,510	875
H25 (2013)	5,376	2,072	7,448	873
H26 (2014)	5,320	2,334	7,654	909
H27 (2015)	5,266	2,312	7,578	898
H28 (2016)	5,044	2,326	7,370	881

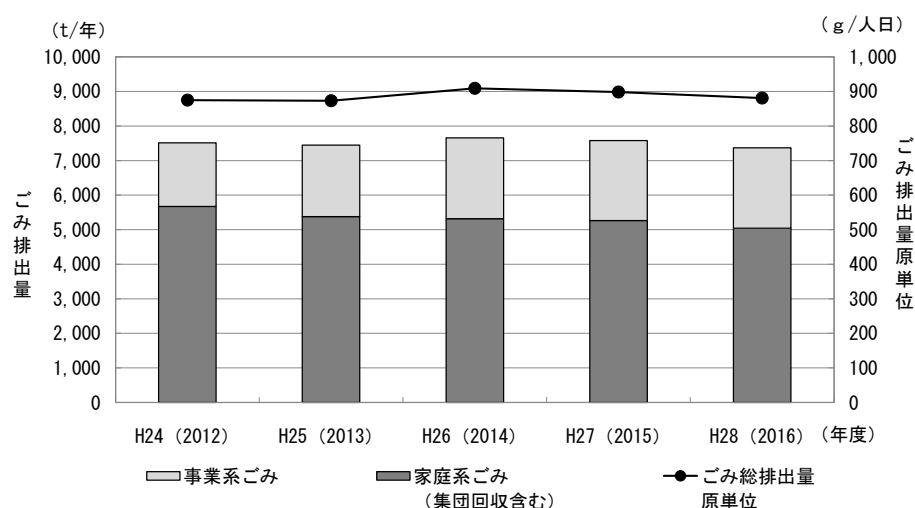


図 3-3 ごみ排出量（集団回収含む）の推移

2 ごみ処理・処分量

(1) 中間処理量

1) 焼却処理量

本町の過去 5 年間の可燃ごみの処理量(焼却処理量)を表 3-9、図 3-4 に示します。
本町では平成 28 (2016) 年度実績で、約 5,400 トンを焼却処理しています。

表 3-9 可燃ごみの処理量（焼却処理量）の推移

(単位：t/年)				
H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
5,362	5,457	5,630	5,561	5,367

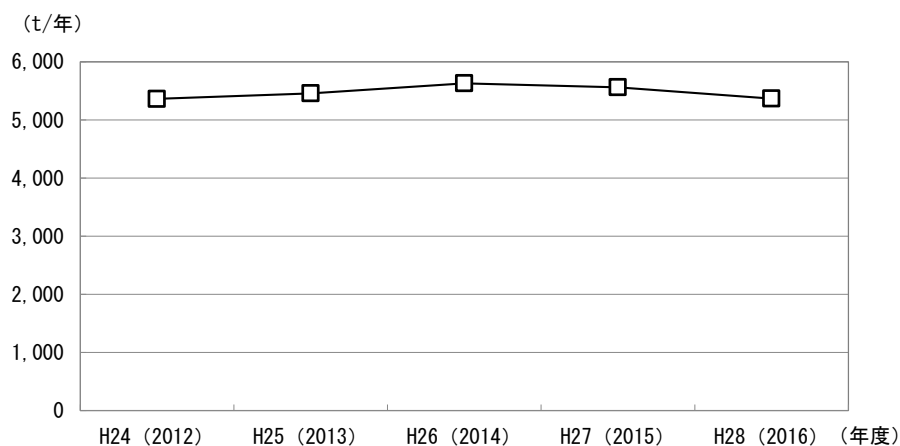


図 3-4 可燃ごみの処理量（焼却処理量）の推移

2) スtockヤード量

ストックヤードには不燃ごみ、粗大ごみ、カン類、ペットボトル、ビン類が上牧町ストックヤードに搬入されています。

表 3-10 スtockヤードの処理量（搬入量ベース）の推移

(単位：t/年)

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
上牧町ストックヤードの搬入量	1,620	1,610	1,678	1,731	1,512
ごみ量計	1,369	1,385	1,466	1,528	1,329
もえないごみ※	1,321	1,330	1,410	1,471	1,279
粗大ごみ	48	55	56	57	50
資源物計	251	225	212	203	183
カン	53	46	42	39	33
ペットボトル	56	45	39	40	36
ビン	142	134	131	124	114

※事業系の許可業者収集の不燃ごみは、事業系の自己搬入の可燃ごみ、不燃ごみの搬入割合で推計した。

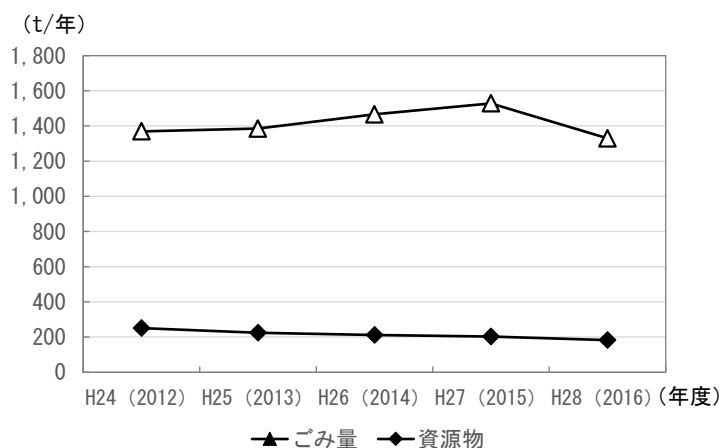


図 3-5 スtockヤードの処理量（搬入量ベース）の推移

(2) 資源化量及び資源化率

1) 資源化量

本町の過去5年間の資源化量（処理量ベース）を表3-11に示します。

資源化量（処理量ベース）には、処理後の資源化として、可燃ごみ処理施設からの資源化量、可燃ごみ以外の処理施設からの資源化量と紙類等の資源回収業者に直接搬入する集団回収を含みます。

本町の資源化量は年々減少傾向にあり、平成28（2016）年度実績は1,054トンでした。

表 3-11 資源化量（処理量ベース）の推移

（単位：t/年）

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
処理後資源化（委託処理）	193	197	200	182	187
ペットボトル	29	36	35	40	34
空き缶	33	33	29	28	28
空きびん	114	106	114	99	102
食品トレイ	3	3	2	3	2
新聞・雑誌・段ボール	13	18	18	9	16
鉄くず	2	2	2	2	2
小型家電	—	—	—	2	3
集団回収	1,055	965	936	919	867
古紙	976	889	865	842	799
古布	79	76	71	77	68
合計	1,248	1,162	1,136	1,101	1,054

また、本町の過去5年間の収集量ベースの資源化量を表3-12に示します。

資源化量（収集量ベース）には、家庭系の行政収集（拠点回収を含む）及び自己搬入される資源化物、集団回収による資源化量です。

表 3-12 資源化量（収集量ベース）の推移

（単位：t/年）

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
行政回収	254	228	214	208	188
ペットボトル	56	45	39	40	36
空き缶	53	46	42	39	33
空きびん	142	134	131	124	114
食品トレイ	3	3	2	3	2
新聞・雑誌・段ボール					
鉄くず					
小型家電	—	—	—	2	3
集団回収	1,055	965	936	919	867
古紙	976	889	865	842	799
古布	79	76	71	77	68
合計	1,308	1,193	1,150	1,126	1,055

2) 資源化率

本町の過去5年間の資源化率を表 3-13 及び図 3-6 に示します。

資源化率は年々減少傾向にあります。収集量ベースで平成 28（2016）年度の実績は 14.3%となっており、5年間で収集量ベースで3ポイント以上減少しています。

表 3-13 資源化率の推移

年度		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
資源化率	処理量ベース	16.6%	15.6%	14.8%	14.5%	14.3%
	収集量ベース	17.4%	16.0%	15.0%	14.9%	14.3%

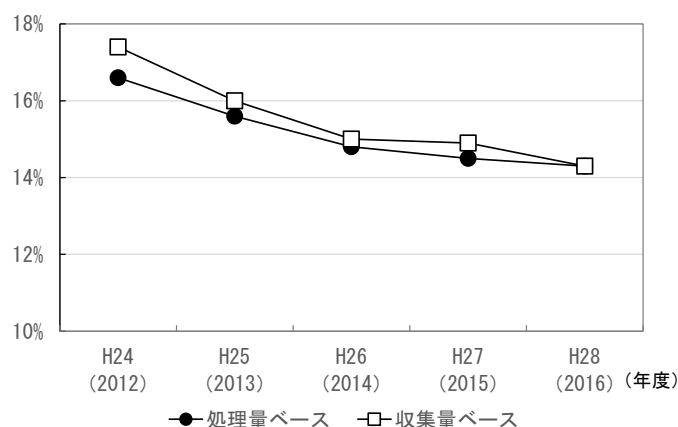


図 3-6 資源化率の推移

(3) 最終処分量

本町の過去5年間の最終処分量を表 3-14 及び図 3-7 に示します。

最終処分量は、可燃ごみ処理施設からの焼却灰等の残渣と町収集及び自己搬入の不燃ごみが直接埋立されています。最終処分量は約1,500トン前後で推移し、平成28(2016)年度の実績は約1,400トン、最終処分率は18.6%で、直近5年間では少なくなっています。

表 3-14 最終処分量の推移

年度		(単位：t/年)				
		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
もえないごみ＋粗大ごみ量		1,369	1,385	1,466	1,528	1,329
	直接埋立量	868	830	906	918	969
	可燃性残渣量	501	555	560	610	360
焼却灰		605	492	605	613	400
最終処分量		1,473	1,322	1,511	1,531	1,369
最終処分率		19.6%	17.7%	19.7%	20.2%	18.6%

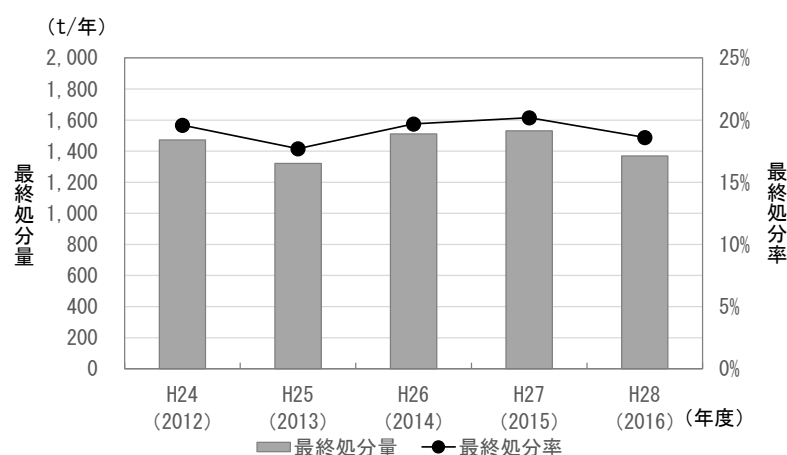


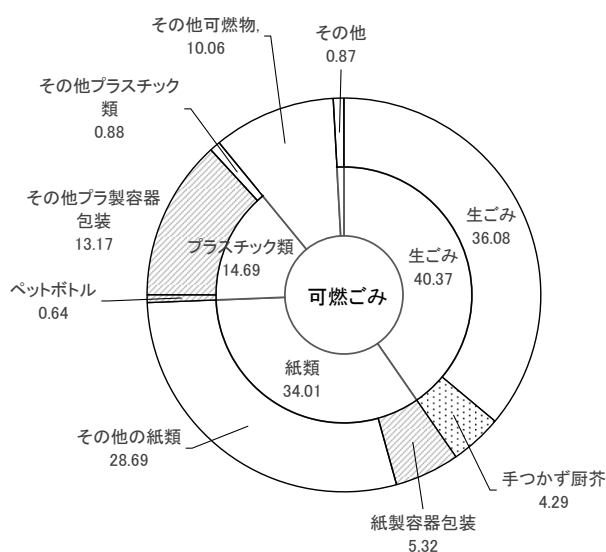
図 3-7 最終処分量の推移

(4) ごみの組成割合

平成 28 (2016) 年 8 月に広域組合で実施した本町の家庭系の可燃ごみと不燃ごみの組成調査結果を図 3-8 に示します。

家庭系ごみは、食品ロスの課題である手つかず厨芥が約 4%、紙製容器包装、プラスチック製容器包装が合わせて約 18%、不燃ごみには金属製容器包装（缶等）が約 8%、小型家電が約 4%、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装が約 47%等、資源化可能な品目が含まれています。

[可燃ごみ]



[不燃ごみ]

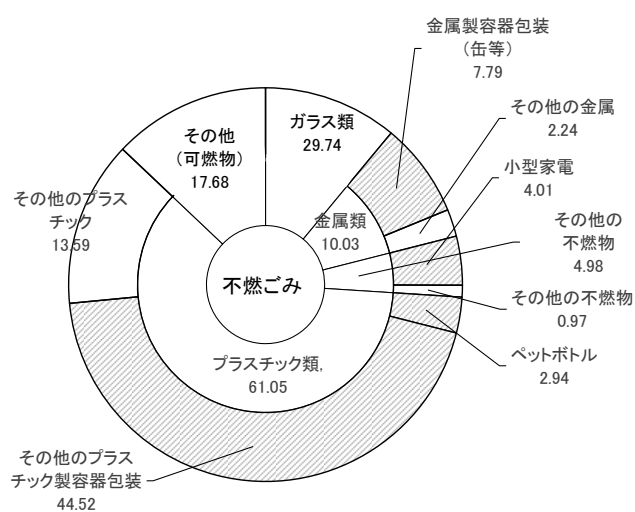


図 3-8 家庭系の可燃ごみ、不燃ごみの組成 (平成 28 年度)

3 ごみ処理経費（塵芥処理費）

本町における過去 5 年間のごみ処理経費を表 3-15 に示します。本町の経常経費は約 250 百万円程度で推移していますが、年々増加しており、平成 28（2016）年度実績は約 350 百万円かかっています。

平成 28（2016）年度の増加の要因は、焼却施設の稼働停止に伴う全量民間委託処理によるものです。

表 3-15 ごみ処理経費（塵芥処理費）

歳 出（塵芥処理費）	平成24年度 （2012）	平成25年度 （2013）	平成26年度 （2014）	平成27年度 （2015）	平成28年度 （2016）
給 料	66,748,140	67,641,300	69,564,000	70,979,400	71,072,000
職員手当	39,754,759	42,761,430	44,837,317	47,890,936	47,993,093
共済費	23,400,206	23,414,726	24,487,451	25,687,159	24,991,336
賃 金	10,716,520	11,088,050	10,419,300	6,659,900	1,387,500
需用費	43,482,099	44,992,147	41,756,543	46,504,498	32,353,032
役務費	2,020,520	2,117,744	2,097,927	2,337,979	1,836,756
委託料	49,801,737	53,684,506	64,393,347	78,081,666	146,173,849
使用料及び賃借料	18,800	16,200	34,460	25,690	3,540,782
工事請負費	37,806,300	40,425,000	39,243,960	27,108,000	312,528,240
備品購入費	8,070,050	6,966,750	8,499,600	1,169,220	
負担金補助及び交付金	1,884,610	1,571,579	2,038,954	2,284,952	18,433,736
自動車重量税	313,700	308,400	318,400	302,000	316,400
合 計	284,017,441	294,987,832	307,691,259	309,031,400	660,626,724
経常経費 （工事請負費・備品購入費を除く）	238,141,091	247,596,082	259,947,699	280,754,180	348,098,484

※出典：上牧町歳入歳出決算書（各年度より抜粋）

第4章 ごみ処理技術の動向

第1節 燃やせるごみ等の中間処理施設の技術動向

燃やせるごみ等の中間処理施設の技術を図 4-1 に示します。

燃やせるごみ等の中間処理技術には様々な種類のものが存在し、体系ごとに分類すると、燃焼熱分解技術、バイオマス^{※1}の利活用技術、その他のリサイクル等の技術となります。

燃焼熱分解技術は、我が国における中心的なごみ処理技術の一つで、「減量・減容化効果が高い」、「燃焼による病原菌等の滅菌効果が高い」、「処理の実績が多く安定している」等多くの効果があげられます。さらに、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収して有効活用することができます。

バイオマスの利用技術には、主として厨芥等の生ごみ類を対象としたものと、木質系や紙類等の有機物を対象とした技術があり、これら双方に適用可能な技術もあります。

その他のリサイクル等の技術は、循環型社会形成推進交付金制度において、マテリアルリサイクル^{※2}やサーマルリサイクル^{※3}に分類されます。

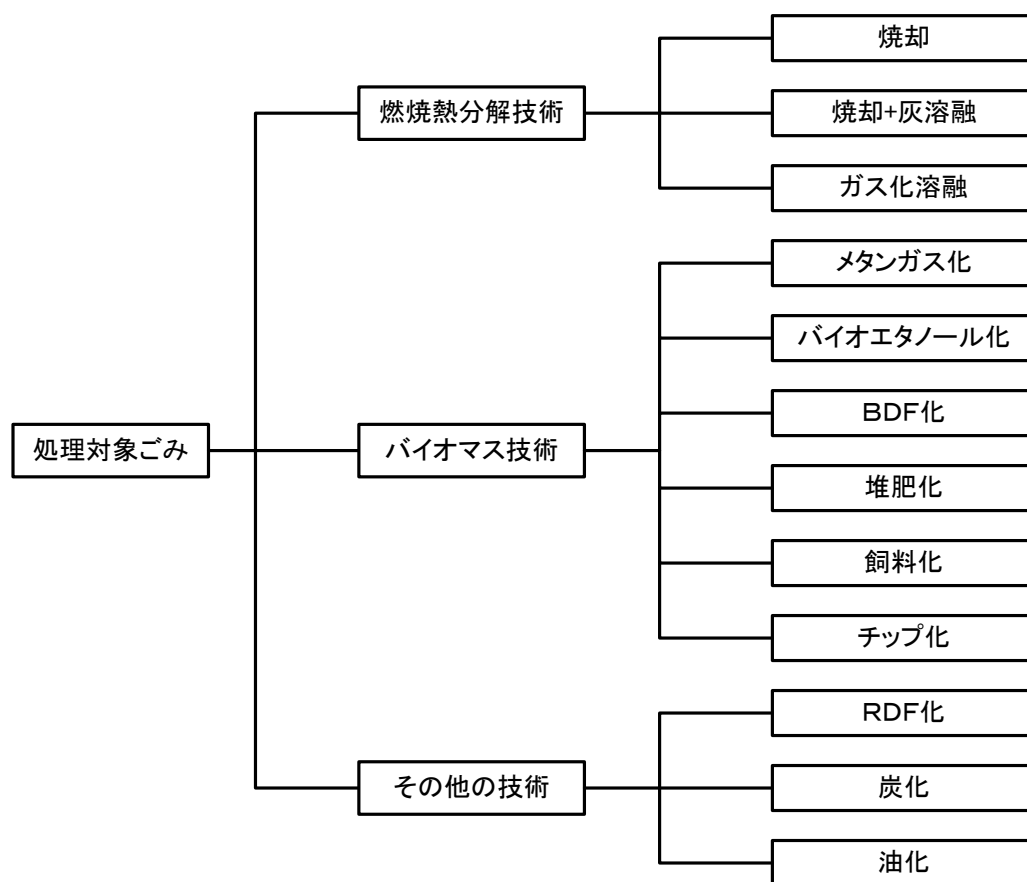


図 4-1 燃やせるごみ等の中間処理施設の技術

※1 バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

※2 マテリアルリサイクル：不要になった製品を原料として再生利用すること。

※3 サーマルリサイクル：ごみ発電など熱やエネルギー源としての物質を再生利用すること。

第2節 マテリアルリサイクル施設の技術動向

マテリアルリサイクル施設の技術を図 4-2 に示します。

マテリアルリサイクルとは、主に資源物を人力、または機械等によって選別し、資源化する処理です。選別された後の資源化物については、引き取りの方法により圧縮、梱包等を行うことが一般的です。選別対象品目等については、本組合の分別収集品目と照らし合わせて設定する必要があります。

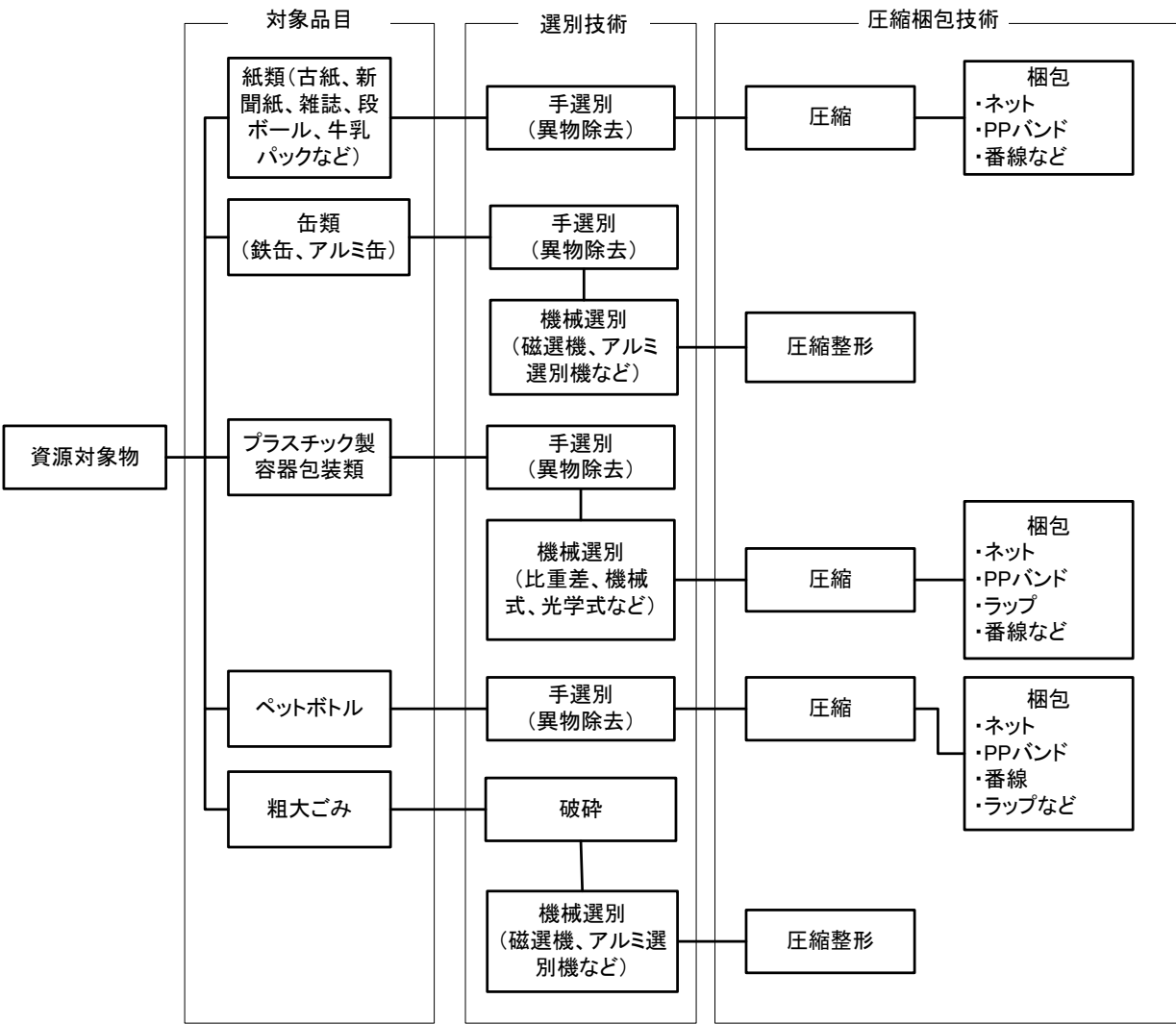


図 4-2 マテリアルリサイクル施設の技術

第3節 中継施設の技術動向

ごみ収集区域が拡大する場合、ごみを小型・中型車から大型輸送車に積み替え、広域的に輸送することで収集運搬作業の効率化を図ることが可能となります。そして、積み替えの際には「中継施設」を整備することが一般的であり、運搬・輸送システムの基幹となります。

中継施設の処理フローを図 4-3 に示します。

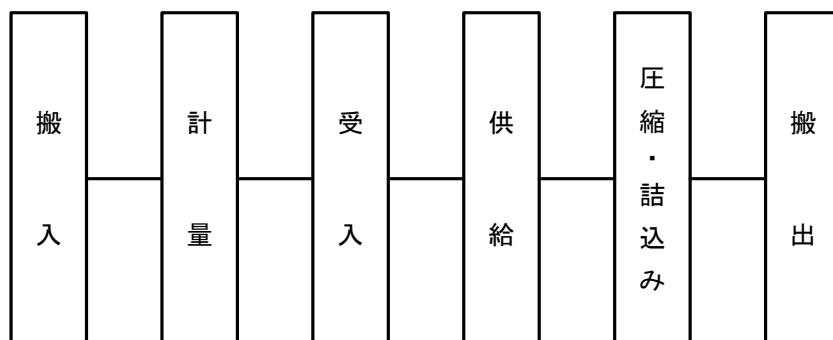


図 4-3 中継施設の処理フロー

第5章 ごみ処理の現況評価と課題

第1節 現況評価

環境省による「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」等に基づき、平成 27 (2015) 年度実績による構成市町村の標準的な指標の評価を行った結果を図 5-1、表 5-1 に示します。比較する類型都市は都市形態、人口規模、産業構造が同じ都市を全国から設定（表 5-2）します。

なお、本評価のデータは環境省一般廃棄物実態調査によるため、他章等で、実績整理したデータと一致しない場合があります。

〔町の概要〕

人口	23,064 人	人口区分	自己設定
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 99.3%	Ⅲ次人口比率	72.7%

〔類型都市の概要〕

都市形態	町村
産業構造	2 Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上
人口区分	20,000 人以上～30,000 人未満
類似都市数	75

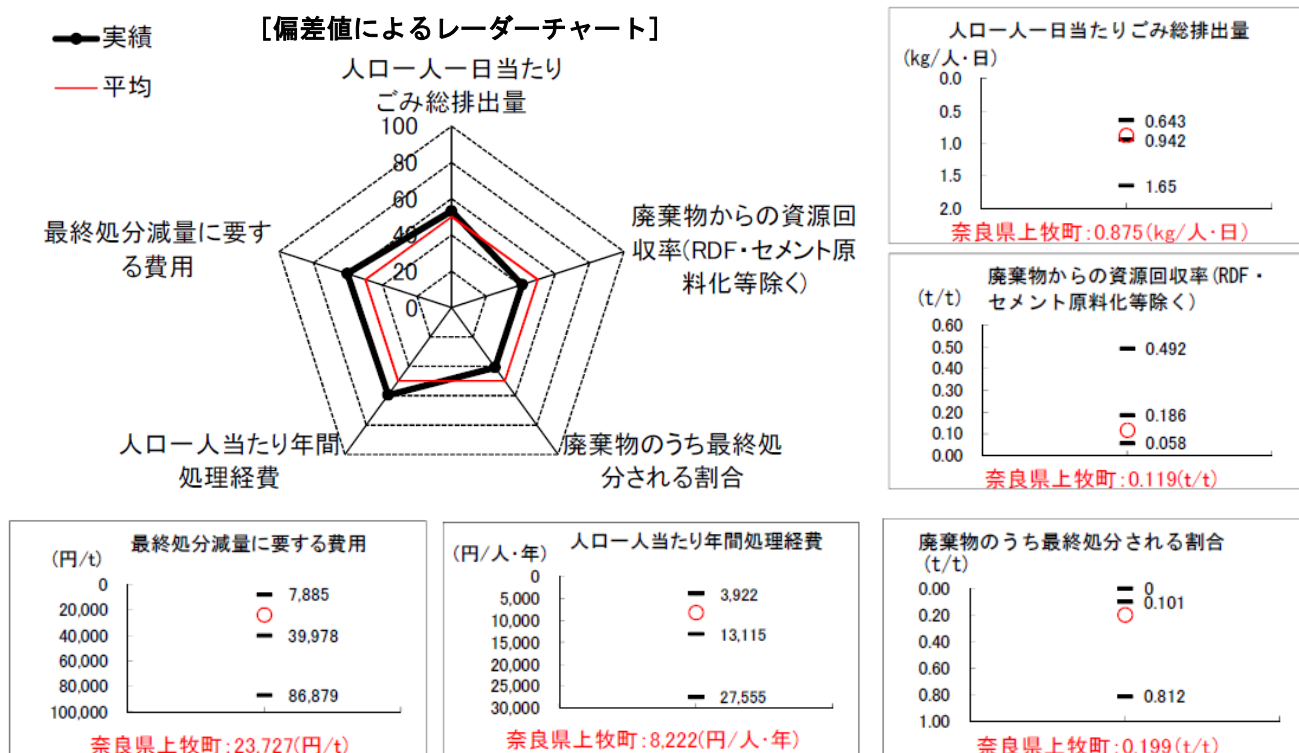


図 5-1 上牧町の一般廃棄物処理システム評価

表 5-1 上牧町の一般廃棄物処理システム評価

	人口一人一日当 たりごみ総排出 量	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.942	0.186	0.101	13,115	39,978
最大	1.650	0.492	0.812	27,555	86,879
最小	0.643	0.058	0	3,922	7,885
標準偏差	0.208	0.074	0.107	5,119	15,411
上牧町実績	0.875089321	0.118886899	0.198727494	8,222	23,727
偏差値	53.2	40.9	40.9	59.6	60.5

表 5-2 類似（比較対象）都市

北海道	七飯町	神奈川県	湯河原町	奈良県	上牧町
北海道	美幌町	富山県	上市町	奈良県	王寺町
北海道	遠軽町	富山県	立山町	和歌山県	白浜町
北海道	幕別町	石川県	内灘町	広島県	海田町
北海道	釧路町	石川県	志賀町	広島県	熊野町
北海道	中標津町	福井県	越前町	徳島県	石井町
青森県	おいらせ町	山梨県	富士河口湖町	徳島県	北島町
岩手県	矢巾町	長野県	軽井沢町	香川県	三木町
宮城県	大河原町	長野県	下諏訪町	香川県	綾川町
宮城県	大和町	岐阜県	岐南町	香川県	多度津町
宮城県	美里町	岐阜県	笠松町	愛媛県	砥部町
山形県	庄内町	岐阜県	養老町	高知県	いの町
福島県	会津美里町	岐阜県	垂井町	福岡県	須恵町
茨城県	城里町	岐阜県	揖斐川町	福岡県	水巻町
栃木県	野木町	岐阜県	大野町	福岡県	筑前町
栃木県	高根沢町	岐阜県	池田町	福岡県	福智町
栃木県	那須町	愛知県	大口町	福岡県	みやこ町
群馬県	吉岡町	愛知県	阿久比町	佐賀県	みやき町
群馬県	みなかみ町	愛知県	美浜町	佐賀県	有田町
埼玉県	川島町	三重県	東員町	長崎県	新上五島町
埼玉県	吉見町	三重県	明和町	大分県	日出町
千葉県	酒々井町	京都府	与謝野町	宮崎県	三股町
千葉県	栄町	大阪府	豊能町	宮崎県	高鍋町
千葉県	横芝光町	奈良県	三郷町	沖縄県	北谷町
神奈川県	二宮町	奈良県	斑鳩町	沖縄県	八重瀬町

第2節 課題の整理

1 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 27（2015）年度のごみ総排出量原単位は、875 g/人日と類型都市の平均値(942g/人日)より小さくなっており、過去の推移をみても、減少傾向となっています。
- ・家庭系ごみについては、排出量原単位と排出量ともに、減少傾向にありますが、事業系ごみについては、増加傾向にあります。
- ・ごみ組成分析調査の結果から、家庭系の可燃ごみを占めている各品目の比率（湿ベース重量百分率）は、高い順に、生ごみ（約 36.1%）、紙おむつ（約 11.5%）、ティッシュ・トイレットペーパー（約 7.9%）となっていることから、生ごみの減量のごみ総排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・また、不燃ごみについては、リサイクルできない発泡トレイ類（約 12.3%）、リサイクルできないその他のプラスチック製容器包装類（約 12.2%）、プラスチック製等商品（約 12.1%）、飲食用・薬・化粧品のガラス類（約 10.1%）の順番となっています。上牧町については、プラスチック製の商品や容器包装類が不燃ごみ（もえないごみ）に含まれていることから、不燃ごみのプラスチック類が占める割合が高くなっています。今後は広域化に伴う分別区分の変更により、容器包装プラスチックの分別品目が追加され、その他のプラスチック製品は可燃ごみに分別されることから、今後はプラスチック類の削減に努めるとともに、分別を促進していく必要があります。また、ビン類も、比較的多く含まれていることから、今後はより一層、分別を進めていく必要があります。

2 資源化

- ・上牧町の資源化率は、類似都市と比較して低い状況にあり、過去の推移をみても、減少傾向にあります。
- ・平成 27（2015）年度より小型家電製品の拠点回収を開始し、年々増加傾向にありますが、その他の資源物については、減少傾向にあります。
- ・総排出量が減少傾向にあるため、資源化率を維持または向上させるためには、資源化物の分別を徹底する必要があります。

3 収集・運搬

- ・資源化物については、基本的に月に 1～2 回のペースで拠点回収を行っていますが、資源物の回収率の向上を目指すためにも、収集形態について、検討する余地があります。
- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、より効率的な収集・運搬と住民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

4 中間処理

- ・既存のごみ焼却施設は、平成 28（2016）年 11 月に稼働を停止したため、ごみ処理については、すべて民間事業者に委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間処理委託費をできる限り削減するためにも、より一層の減量化と分別の徹底に努めていく必要があります。

5 最終処分

- ・平成 27（2015）年度における最終処分率は、類似都市に比べやや高い状況にあります。
- ・ごみ処理を民間委託した場合においても、既存のごみ焼却施設で処理していた際とほぼ同量の灰等が発生するものと想定されることから、処分費の削減の観点からも、焼却対象ごみを減らし、最終処分量の削減に取り組む必要があります。

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 人口の将来予測

1 推計方法

本計画の人口の将来予測においては、トレンド推計法を用いて推計を行いました。

トレンド推計法とは、過去の実績を時系列的にならべ、その変化する状況が時間軸に対して一定の規則性を持っているとの仮定のもとに、理論的傾向線を当てはめて式をつくり、将来もその傾向が続くものと仮定して将来性を予測する方法です。

今回の将来予測においては、平成 28（2016）年度に広域組合が実施した本町の人口推計を基に、平成 28（2016）年度の推計値のみ、実績値に時点修正した人口を採用します。

表 6-1 トrend推計式

推計式	数式	特徴
直線式	$y = a \cdot x + b$	傾き一定で単調に増加（減少）する場合を示す式
自然対数式	$y = a \cdot \ln x + b$	徐々に増加率（減少率）が穏やかになる曲線式
べき乗式	$y = a \cdot x^b$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式
指数式	$y = a \cdot b^x$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式
二次式	$y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	増減を大きく放物線で示す式
ロジスティック式	$y = K / (1 + a \cdot \exp(-b \cdot x))$	K値を上限として、上限と下限で左右対象となる推計式

y：計画年度における予測値 x：計画年度（平成年度） a、b、c：定数 K：過去の実績値から求められる飽和値

2 推計結果

本計画の人口の将来予測を表 6-2 及び図 6-1 に示します。本町の人口は平成 44(2032)年度には、約 22,140 人と推計しました。

表 6-2 人口の将来予測

(単位：人)

年度		実績	広域組合 推計値	平成28 (2016) 年度 実績修正
実績	18 (2006)	25,198		
	19 (2007)	24,757		
	20 (2008)	24,475		
	21 (2009)	24,313		
	22 (2010)	23,982		
	23 (2011)	23,785		
	24 (2012)	23,515		
	25 (2013)	23,385		
	26 (2014)	23,068		
	27 (2015)	23,047		
	28 (2016)	22,916	22,958	22,916
中間目標年度	29 (2017)		22,878	22,878
	30 (2018)		22,804	22,804
	31 (2019)		22,736	22,736
	32 (2020)		22,672	22,672
	33 (2021)		22,613	22,613
	34 (2022)		22,558	22,558
	35 (2023)		22,506	22,506
計画目標年度	36 (2024)		22,457	22,457
	37 (2025)		22,410	22,410
	38 (2026)		22,366	22,366
	39 (2027)		22,324	22,324
	40 (2028)		22,284	22,284
	41 (2029)		22,246	22,246
	42 (2030)		22,209	22,209
	43 (2031)		22,174	22,174
	44 (2032)		22,140	22,140

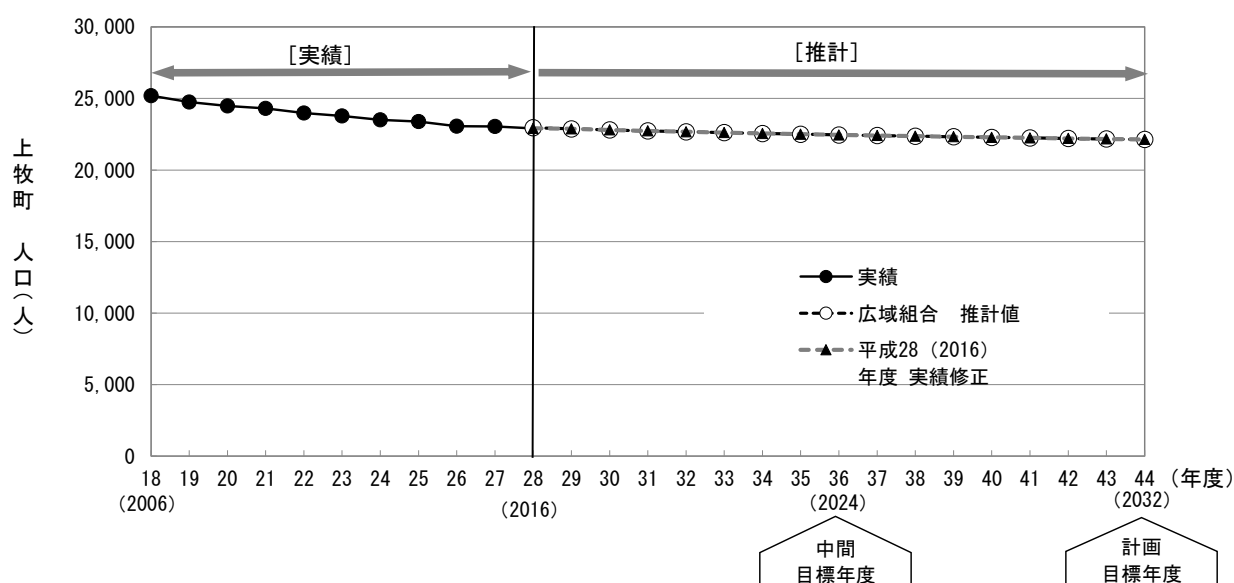


図 6-1 人口の将来予測

第2節 ごみ量の将来予測

1 ごみ総排出量の推計方法

ごみ総排出量の推計の流れを図 6-2 に示します。

ごみ総排出量の推計は、まず、現状の施策（ごみの排出抑制、再資源化）を維持した場合に、ごみ総排出量が将来的にどのように変化するのかを推計します（以下「現状のまま推移した場合」という）。次に、排出抑制、再資源化を促進するための新たな施策等を踏まえ、計画目標年度における排出抑制や再資源化等の数値目標を設定し、その数値目標の達成に向けたごみ総排出量を推計します（以下「数値目標を達成した場合」という）。

家庭系ごみは人口の変動に関連し、事業系ごみは社会経済状況等に影響されるため、ごみ排出量の推計にあたっては、大きく家庭系ごみと事業系ごみに分け、推計を行いました。また、家庭系ごみについては家庭系ごみ排出量原単位、事業系ごみについては事業系ごみ排出量の年間量を用いて推計を行いました。

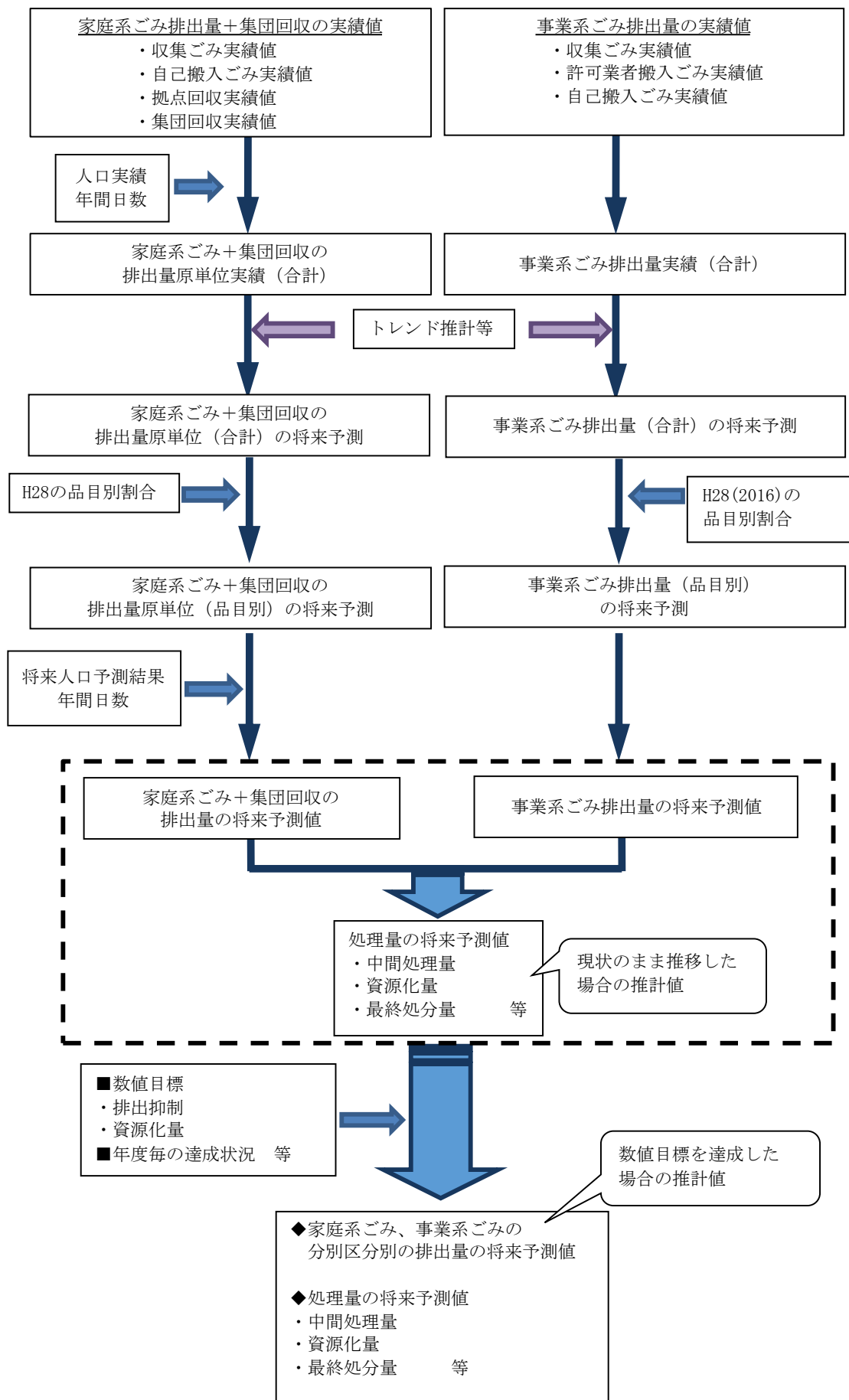


図 6-2 ごみ排出量の推計方法

2 現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

(1) 推計方法

「家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位」及び「事業系ごみ排出量」の推計方法を図 6-2 に示します。

過去 10 年間の実績を基に、「家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位」はトレンド推計法を用いて推計を行いました。「事業系ごみ排出量」は直近の実績を採用しました。

トレンド推計法を採用するにあたっては、トレンド推計式のあてはまりが良く、かつ推計値が実績とかけ離れていない推計値を採用し、トレンド推計法から得た推計値を平成 28（2016）年度の実績値と推計値の差で補正した値を予測値としました。

表 6-3 「家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位」及び「事業系ごみ排出量」の推計方法

ごみの種類	単位	推計方法
家庭系ごみ+集団回収の排出量原単位	g/人日	トレンド推計 べき乗式採用
事業系ごみ排出量	t/年	平成 28（2016）年度実績

3 推計結果

本町の現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計を図 6-3 及び表 6-4 示します。

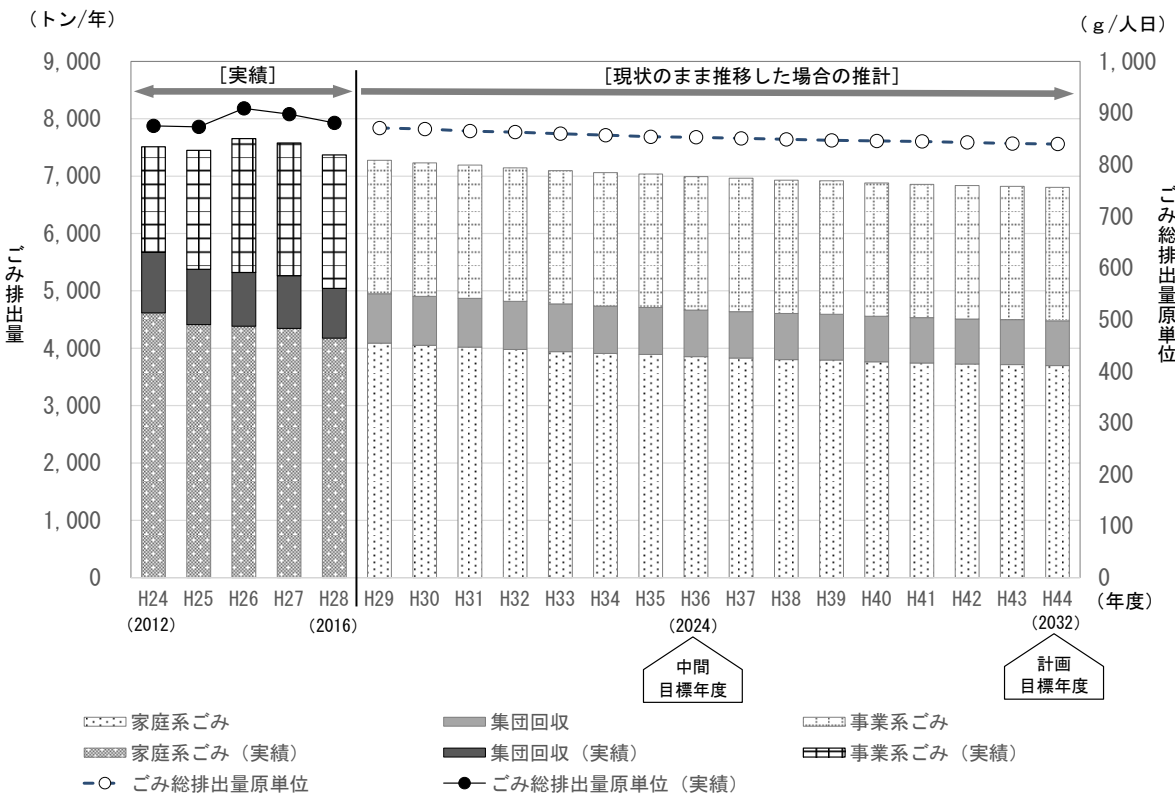


図 6-3 現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

表 6-4 現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

分別区分			H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
家庭系ごみ＋集団回収	町 収 集	可燃ごみ	3,478	3,345	3,350	3,279	3,169	3,107	3,077	3,055	3,022
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	791	743	727	755	714	694	687	682	675
		粗大ごみ	48	55	56	57	50	50	50	50	49
		資源物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小計	4,317	4,143	4,133	4,091	3,933	3,851	3,814	3,787	3,746
	自 己 搬 入	可燃ごみ	37	34	31	39	29	32	32	32	32
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	8	7	7	9	27	13	13	13	12
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	45	41	38	48	56	45	45	45	44
	拠 点 回 収	可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		粗大ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		資源物	254	228	214	208	188	193	191	189	188
		小計	254	228	214	208	188	193	191	189	188
	家庭系ごみ排出量		4,616	4,412	4,385	4,347	4,177	4,089	4,050	4,021	3,978
	集団回収		1,055	965	936	919	867	862	854	847	839
	小計		1,055	965	936	919	867	862	854	847	839
	家庭系ごみ+集団回収排出量		5,671	5,377	5,321	5,266	5,044	4,951	4,904	4,868	4,817
事業系ごみ	町 収 集	可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		粗大ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		資源物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許 可 業 者 収 集	可燃ごみ	1,579	1,804	2,058	2,093	2,015	2,057	2,057	2,057	2,057
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		粗大ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		資源物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小計	1,579	1,804	2,058	2,093	2,015	2,057	2,057	2,057	2,057
	自 己 搬 入	可燃ごみ	187	193	196	152	239	197	197	197	197
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	74	75	80	67	72	72	72	72	72
		粗大ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		資源物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小計	261	268	276	219	311	269	269	269	269
	事業系ごみ排出量		1,840	2,072	2,334	2,312	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326
ごみ総排出量		7,511	7,449	7,655	7,578	7,370	7,277	7,230	7,194	7,143	
ごみ総排出量原単位(g/人日)		875	873	909	898	881	871	869	865	863	

H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)
2,994	2,971	2,957	2,927	2,910	2,889	2,882	2,858	2,843	2,828	2,821	2,807
668	663	660	654	650	645	643	638	635	632	630	628
49	49	48	48	48	48	48	47	47	47	47	47
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3,711	3,683	3,665	3,629	3,608	3,582	3,573	3,543	3,525	3,507	3,498	3,482
31	31	31	30	30	30	30	30	30	30	29	29
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	43	43	42	42	42	42	42	42	42	41	41
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
186	184	183	181	181	179	178	178	176	175	175	174
186	184	183	181	181	179	178	178	176	175	175	174
3,940	3,910	3,891	3,852	3,831	3,803	3,793	3,763	3,743	3,724	3,714	3,697
831	824	820	812	807	802	799	793	789	785	783	780
831	824	820	812	807	802	799	793	789	785	783	780
4,771	4,734	4,711	4,664	4,638	4,605	4,592	4,556	4,532	4,509	4,497	4,477
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057	2,057
197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197
72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269
2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326	2,326
7,097	7,060	7,037	6,990	6,964	6,931	6,918	6,882	6,858	6,835	6,823	6,803
860	857	854	853	851	849	847	846	845	843	841	840

第3節 ごみ処理の基本理念と目標

1 基本理念

基本理念 **ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す**

を本計画の基本理念とし、ごみ減量化・資源化・適正処理を進めていきます。

また、今後予定されている広域処理を踏まえて、本町だけでなく、地域の適正処理の一翼を担っていきます。

2 ごみ処理の基本方針

基本理念に基づき、本町では、以下4つの基本方針を掲げ、各施策を実施していきます。

基本方針1 **排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進**

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておみ減量化・資源化の強化を図ります。

基本方針2 **ごみ処理サービスの向上**

ごみ処理の広域化に伴うごみ分別区分の変更など、ごみ処理についての情報提供を十分に行い、住民の理解を得るとともに、ごみ処理サービスの提供に努めます。

基本方針3 **ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進**

当面、ごみのすべてを民間委託により処理・処分をしていますが、広域組合が整備する新ごみ処理施設が稼働後は、広域で処理・処分を実施することになります。今後も一層のごみ減量化・資源化のために、計画的な処理・処分を推進します。

基本方針4 **安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築**

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靱なごみ処理システムを構築するとともに、安定した最終処分先の継続的確保に努めていきます。

3 数値目標

(1) 数値目標項目

本町における平成 44（2032）年度までの数値目標は、表 6-5 に示すとおりとします。

なお、資源化量及び最終処分量については、新ごみ処理施設の処理方式等が決定しておらず、残渣等の推計が困難であることから、収集量ベースでの目標値とします。

表 6-5 本計画の数値目標

数値目標項目	現状	目標値	
	基準年度 平成 28 年度 (2016)	中間目標年度 平成 36 年度 (2024)	計画目標年度 平成 44 年度 (2032)
①ごみ総排出量原単位	881 g	823 g	795 g
平成 28（2016） 年度比	---	－58g	－86g
②ごみ総排出量	7,370 t	6,746 t	6,423 t
平成 28（2016） 年度比	---	－8%以上	－12%以上
③資源化率 (収集量ベース)	14.3 %	17.2 %	17.3 %
平成 28（2016） 年度比	---	2.5 ポイント以上	3.0 ポイント以上
④最終処分量	1,369t	479 t	455 t
平成 28（2016） 年度比	---	－64%以上	－66%以上

- ① ごみ総排出量原単位を **85g 以上** 減量する。
- ② ごみ総排出量を **12%以上** 減量する。
- ③ 資源化率を **17.0%以上** に向上する。
- ④ 最終処分量を **66.0%以上** 削減する。

(2) 数値目標

1) 数値目標①：ごみ総排出量原単位

現状のまま推移した場合、ごみ総排出量原単位は減少していく予測となっていますが、循環型社会実現を達成するため、本計画では更なる減量を目指します。

本計画では中間目標年度である平成 36 (2024) 年度には 823g 以下 (58g 以上削減)、平成 44 (2032) 年度には 795g 以下 (86g 以上削減) にすることを目標します (図 6-4)。

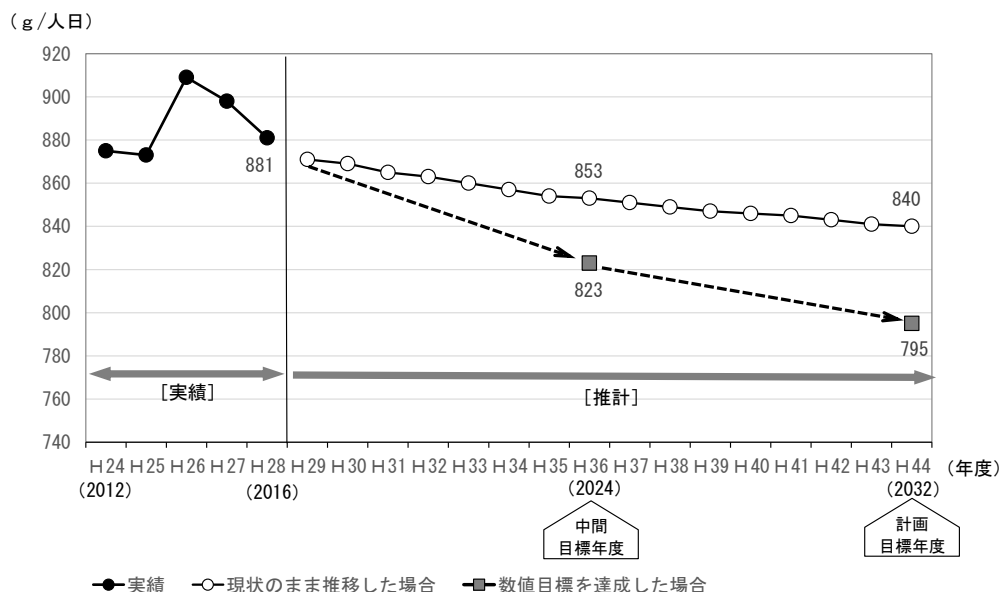


図 6-4 ごみ総排出量原単位の目標

2) 数値目標②：ごみ総排出量

ごみ総排出量原単位と人口が減少していく予測となっていることを踏まえ、本計画では、中間目標年度である平成 36 (2024) 年度には 6,746 トン以下 (8%以上削減)、平成 44 (2032) 年度には 6,423 トン以下 (12%以上削減) に減量することを目指します (図 6-5)。

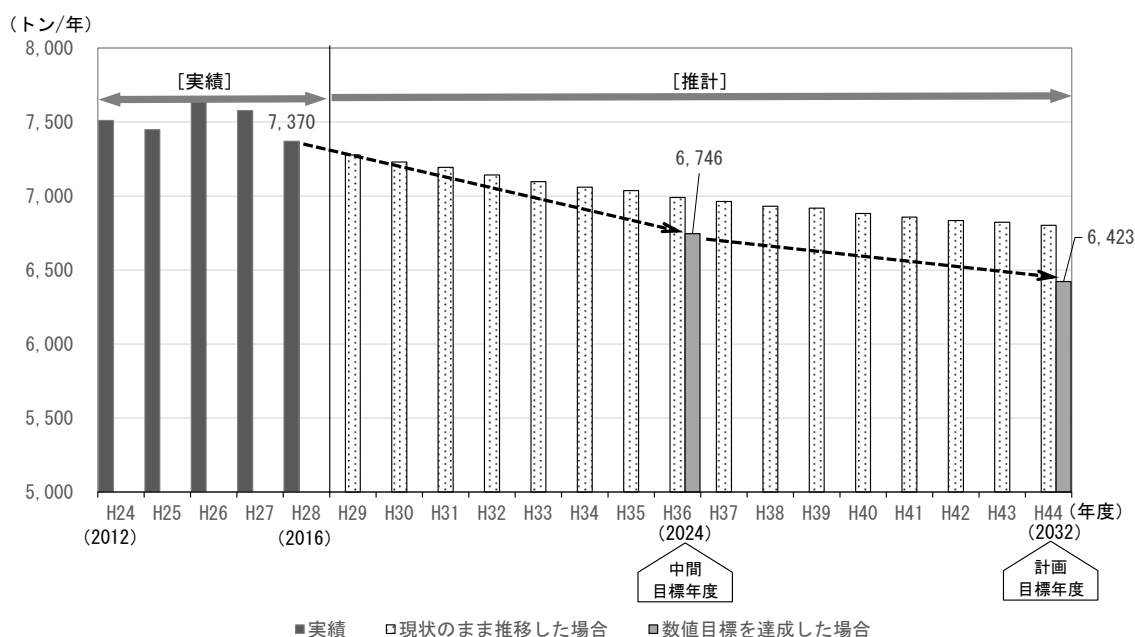


図 6-5 ごみ総排出量の目標

3) 数値目標③：資源化率（収集量ベース）

本町では、今後の広域処理に向けての分別区分の統一化に伴い、可燃ごみや不燃ごみとして処理されていたプラスチック製容器包装を資源物として回収をはじめることから、資源化率は増加します。

本計画では、ごみ総排出量の目標値等を踏まえ、中間目標年度である平成 36（2024）年度には 17.2%以上、平成 44（2032）年度には 17.3%以上とすることを目指します（図 6-6）。

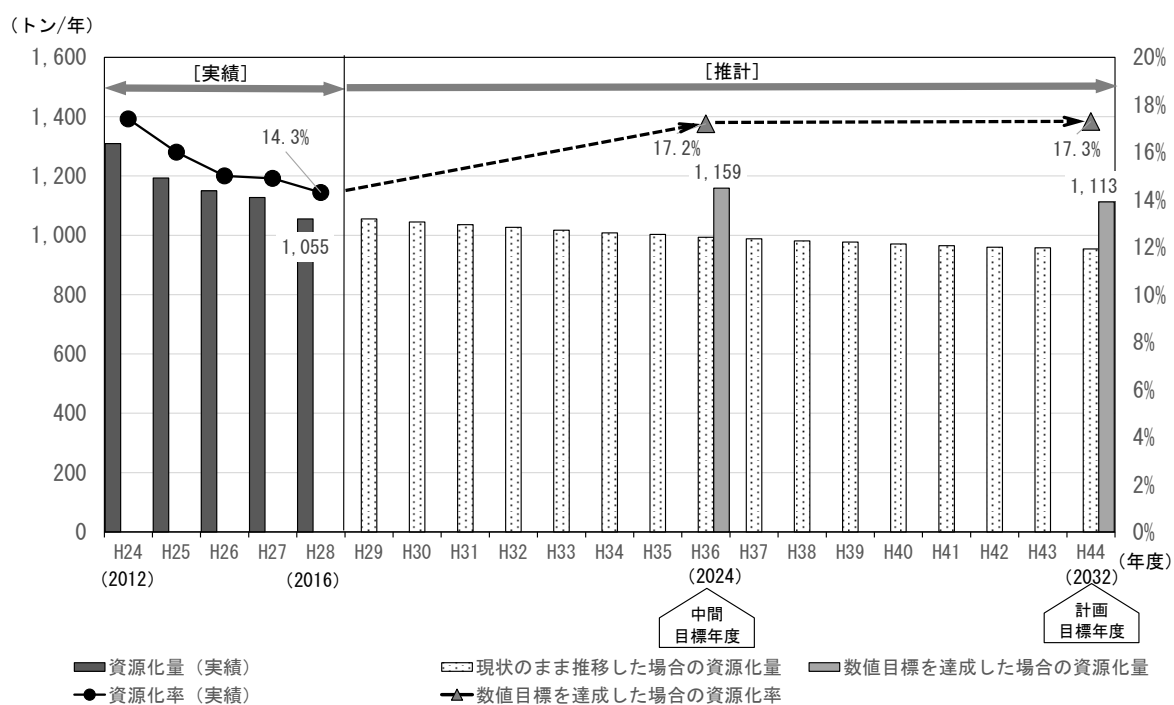


図 6-6 資源化率（収集量ベース）の目標

4) 数値目標④：最終処分量（収集量ベース）

最終処分量は、一般的にごみ処理技術によって変わってくるため、新ごみ処理施設のごみ処理技術が決定していない現段階においては、予測することは困難です。そこで、新奈良県廃棄物処理計画において、平成 29（2017）年度における焼却による焼却灰生成率の目標を 10.3%と設定していることを参考に、本町においても、焼却対象ごみの削減に努める等し、平成 44（2032）年度における焼却による焼却残渣等の生成率を 10.3%とすることを目指します。

本計画では、中間目標年度である平成 36（2024）年度には 479 トン以下（65%以上削減）、平成 44（2032）年度には 455 トン以下（66%以上削減）とすることを目指します（図 6-7）。

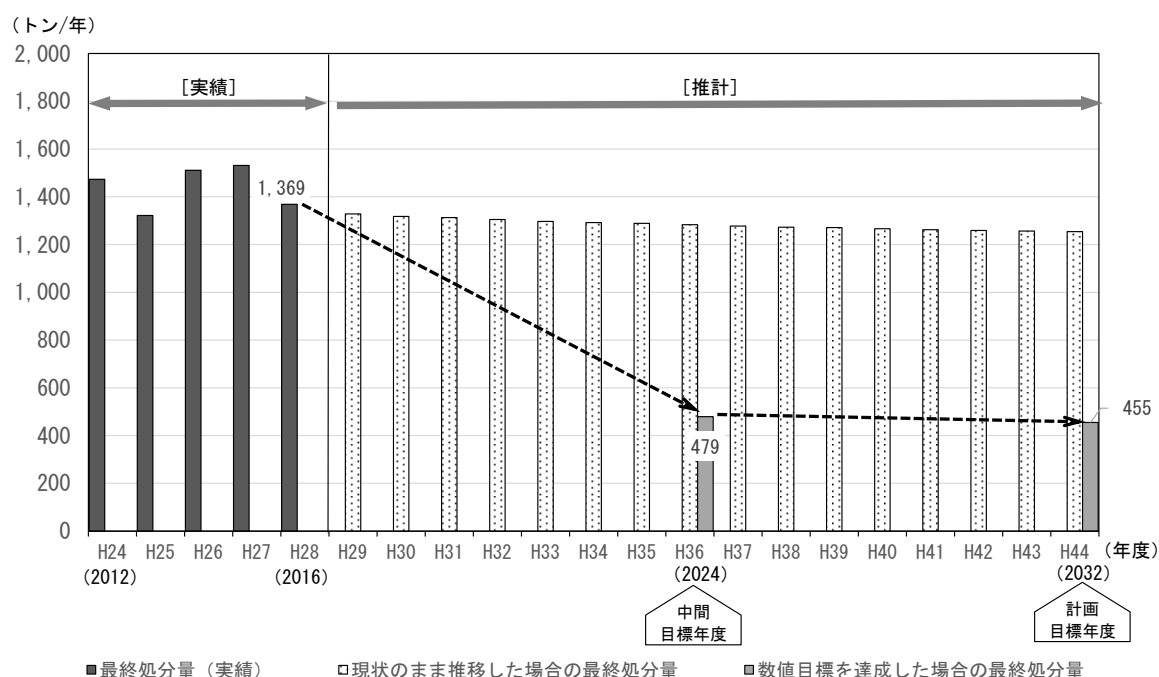


図 6-7 最終処分量（収集量ベース）の目標

(3) 国等の減量化目標との比較

本計画の数値目標と「第三次循環型社会形成推進基本計画」に示されている目標（以下「国の目標」という。）及び「新奈良県廃棄物処理計画」（以下「県の目標」という。）との比較を表 6-6 に示します。

資源ごみを除く家庭系ごみ排出量原単位は、平成 32（2020）年度時点で 448g/人日と、国の目標（平成 12（2000）年度比で約 25%減。本町の実績からの換算値：約 572 g）より減量が上回った目標としています。減量施策の中には、実施を予定しているものの、現時点では詳細が決まっていない施策が多くあることから、これらの施策の実施により、さらなる減量を目指します。

一方、事業系ごみについては、国の目標（平成 12（2000）年度比で約 35%減。本町の実績からの換算値：約 53 t）より低い目標値を設定しています。ただし、事業系ごみの過去の実績を見ても増減を繰り返しており、今後も大幅に減少する見込みがないことから、国及び県の数値目標を達成するのは難しい状況となっています。また、その影響受け、ごみ総排出量原単位についても、国及び県の数値目標は達成できない目標値としています。

資源化率は、県の目標の 25%より 8 ポイント低く、最終処分率は、県の目標 10.3%を目標としています。平成 28（2016）年度の実績から、県の目標を達成するのは困難な状況にありますが、平成 35（2023）年度からの新ごみ処理施設の稼働に伴い、分別の徹底による資源化量の増加や大幅な最終処分量の削減を目指します。

表 6-6 国等の減量化目標との比較

		数値目標を達成した場合					国の目標	県の目標
		実績値	推計値					
		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成32年度 (2020)	平成36年度 (2024)	平成44年度 (2032)	平成32年度 (2020)	平成29年度 (2017)
原 単 位	家庭系ごみ排出量	603 g	590 g	575 g	557 g	531 g	-	-
	内資源ごみを除く	477 g	464 g	448 g	416 g	394 g	平成12(2000) 年度比 約25%減 【572g】	-
	ごみ総排出量	881 g	867 g	850 g	823 g	795 g	平成12(2000) 年度比 約25%減 【696g】	870 g
ごみ総排出量		7,370 t	7,241 t	7,033 t	6,746 t	6,423 t	-	-
家庭系ごみ排出量		5,044 t	4,928 t	4,759 t	4,567 t	4,294 t	-	-
増減率 (平成28(2016)年度比)		-	-2.3 %	-5.7 %	-9.5 %	-14.9 %	-	-
事業系ごみ排出量		2,326 t	2,313 t	2,274 t	2,179 t	2,129 t	53 t	-
増減率 (平成28(2016)年度比)		-	-0.6 %	-2.2 %	-6.3 %	-8.5 %	平成12(2000) 年度比 約35%減	-
資源化量(収集量ベース)		1,055 t	1,055 t	1,025 t	1,159 t	1,113 t	-	-
資源化率(収集量ベース)		14.3 %	14.6 %	14.6 %	17.2 %	17.3 %	-	25.0 %
最終処分量(処理量ベース)		1,369 t	1,498 t	1,437 t	479 t	455 t	-	-
増減率 (平成28(2016)年度比)		-	9.4 %	5.0 %	-65.0 %	-66.8 %	-	-
焼却量に対する最終処分率		25.5 %	31.1 %	30.8 %	10.3 %	10.3 %	-	10.3 %

【 】: 上牧町における換算値

4 数値目標を達成した場合のごみ総排出量推計

(1) 推計結果

本町の数値目標を達成した場合のごみ総排出量推計を表 6-7 に示します。

表 6-7 数値目標を達成した場合のごみ総排出量の推計結果

分別区分		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
家庭系ごみ+集団回収	町 収 集	可燃ごみ	3,478	3,345	3,350	3,279	3,169	3,088	3,048	2,975
		不燃ごみ	791	743	727	755	714	690	672	640
		プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	22
		粗大ごみ	48	55	56	57	50	50	50	49
		小計	4,317	4,143	4,133	4,091	3,933	3,828	3,777	3,686
	自 己 搬 入	可燃ごみ	37	34	31	39	29	32	32	31
		不燃ごみ	8	7	7	9	27	13	12	12
		プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	0.66
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0
		小型家電	-	-	-	0	0	0	0	0
		食品トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-
		ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0
		カン	0	0	0	0	0	0	0	0
		ビン	0	0	0	0	0	0	0	0
		有害ごみ	-	-	-	-	-	0.08	0.08	0.08
		小計	45	41	38	48	56	45	44	44
	拠 点	小型家電	-	-	-	2	3	3	2	2
		食品トレイ	3	3	2	3	2	2	2	2
		ペットボトル	56	45	39	40	36	36	36	36
		カン	53	46	42	39	33	36	35	35
		ビン	142	134	131	124	114	115	114	113
		有害ごみ	-	-	-	-	-	2	2	2
		小計	254	228	214	208	188	193	193	190
		家庭系ごみ排出量	4,616	4,412	4,385	4,347	4,177	4,066	4,014	3,920
	集 団	古紙類	976	889	865	842	799	794	786	772
		古布類	79	76	71	77	68	68	67	67
		小計	1,055	965	936	919	867	862	854	839
		家庭系ごみ+集団回収排出量	5,671	5,377	5,321	5,266	5,044	4,928	4,868	4,759
事業系ごみ	町 収 集	可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		不燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	許 可 業 者 収 集	可燃ごみ	1,579	1,804	2,058	2,093	2,015	1,497	1,491	1,486
		不燃ごみ	-	-	-	-	-	547	545	537
		プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		新聞紙	-	-	-	-	-	-	-	-
		ダンボール	-	-	-	-	-	-	-	-
		雑誌	-	-	-	-	-	-	-	-
		牛乳・ジュース等紙パック	-	-	-	-	-	-	-	-
		古着	-	-	-	-	-	-	-	-
		小型家電	-	-	-	-	-	-	-	-
		食品トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-
		ペットボトル	-	-	-	-	-	-	-	-
		カン	-	-	-	-	-	-	-	-
		ビン	-	-	-	-	-	-	-	-
		有害ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	1,579	1,804	2,058	2,093	2,015	2,044	2,036	2,029
	自 己 搬 入	可燃ごみ	187	193	196	152	239	197	197	197
		不燃ごみ	74	75	80	67	72	72	72	72
		プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		新聞紙	-	-	-	-	-	-	-	-
		ダンボール	-	-	-	-	-	-	-	-
		雑誌	-	-	-	-	-	-	-	-
		牛乳・ジュース等紙パック	-	-	-	-	-	-	-	-
		古着	-	-	-	-	-	-	-	-
		小型家電	-	-	-	-	-	-	-	-
		食品トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-
		ペットボトル	-	-	-	-	-	-	-	-
		カン	-	-	-	-	-	-	-	-
		ビン	-	-	-	-	-	-	-	-
		有害ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	261	268	276	219	311	269	269	269
		事業系ごみ排出量	1,840	2,072	2,334	2,312	2,326	2,313	2,305	2,298
ごみ総排出量		7,511	7,449	7,655	7,578	7,370	7,241	7,173	7,118	7,033
ごみ総排出量原単位(g/人日)		875	873	909	898	881	867	862	855	850

[illegible]

(2) ごみ排出量

本町の家庭系ごみ排出量（集団回収含む）、事業系ごみ排出量、ごみ総排出量原単位の推計結果を図 6-8 に示します。

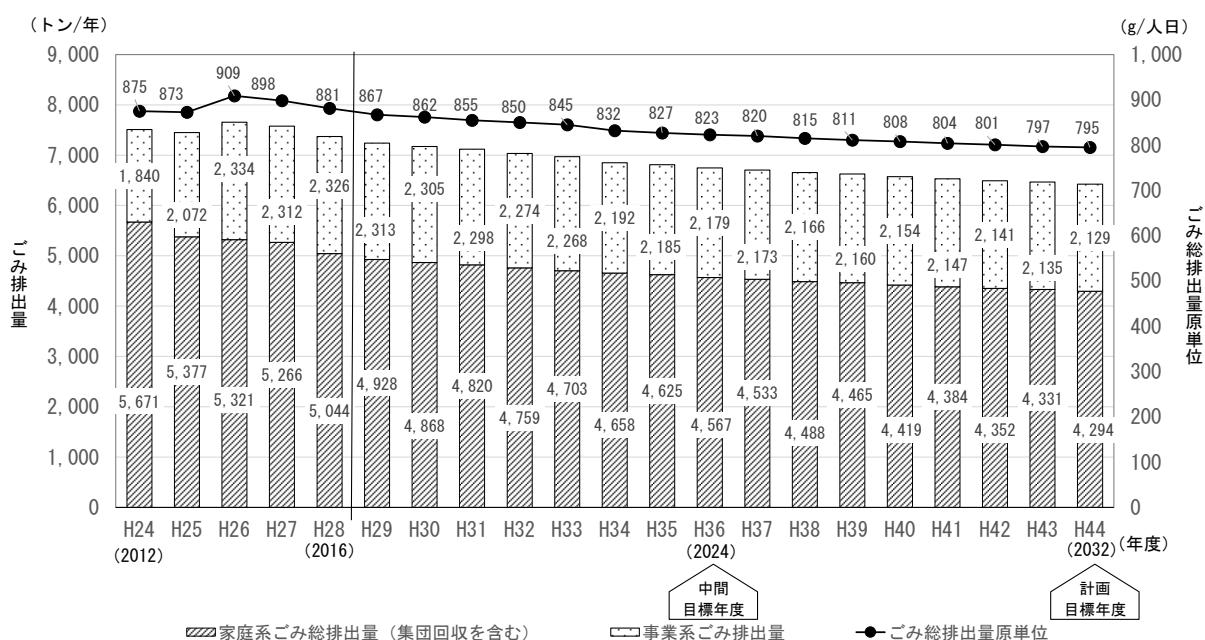


図 6-8 ごみ排出量（集団回収含む）の推計結果

(3) 中間処理量（収集量ベース）

本町の可燃ごみの処理量（収集量ベース）及び可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）の推計結果を図 6-9 に示します。

なお、可燃ごみの処理量については、新ごみ処理施設の処理方式等が決定しておらず、残渣等の推計が困難であることから、収集量ベースでの推計とします。また、可燃ごみ以外の処理量についても、「可燃ごみの処理量」と同様の理由から収集量ベースでの推計とします。

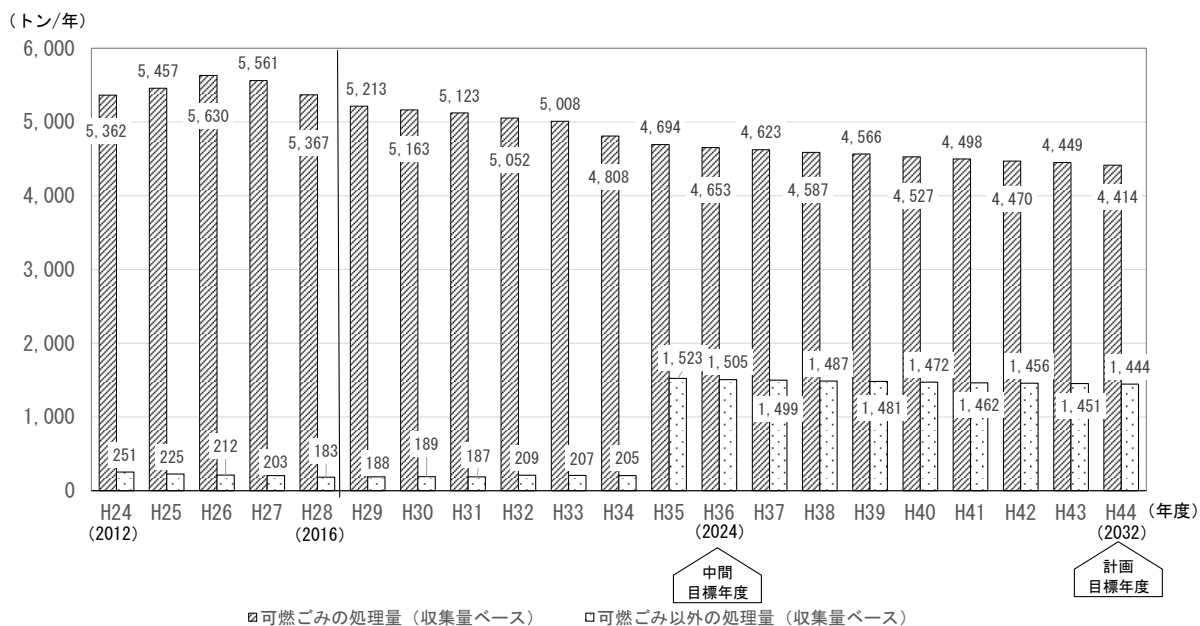


図 6-9 中間処理量（収集量ベース）の推計結果

(4) 資源化量及び資源化率（収集量ベース）

本町の資源化量（収集量ベース）の推計結果と各年度の資源化率を図 6-10 に示します。

資源化量（収集量ベース）には、家庭系の町収集及び自己搬入される資源化物、事業系の自己搬入される資源物、集団回収、拠点回収を含みます。

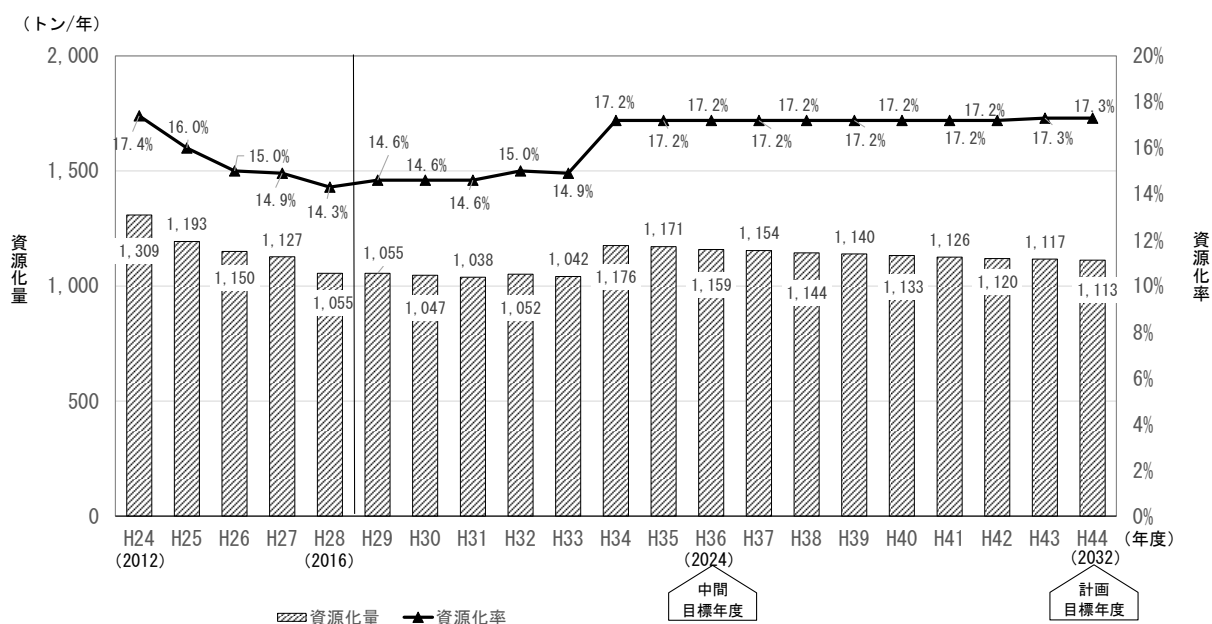
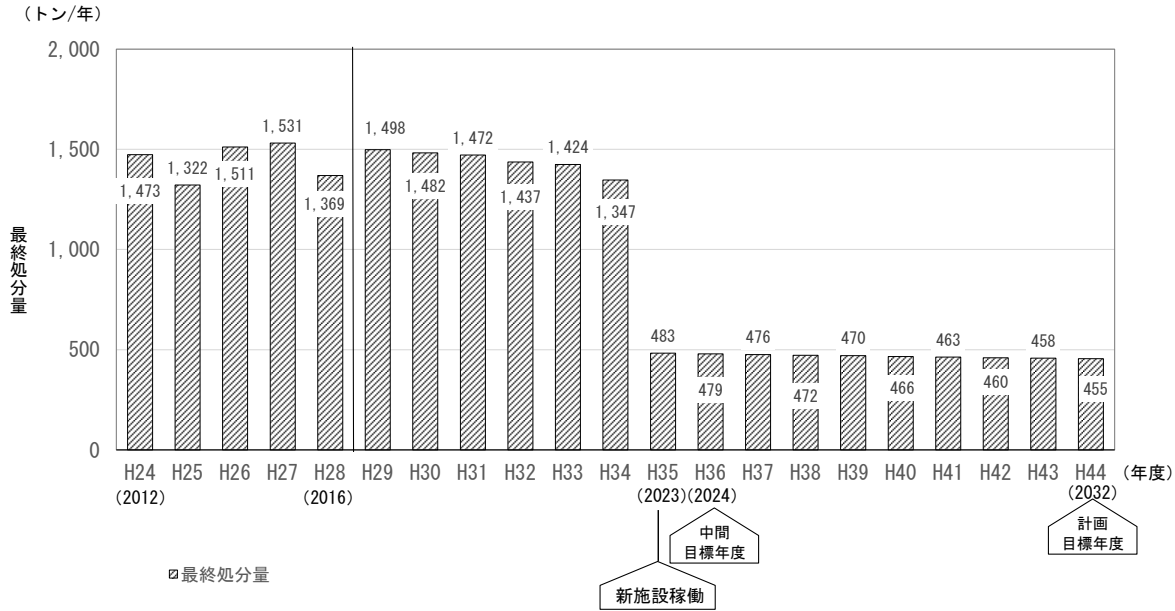


図 6-10 資源化量（収集量ベース）、資源化率の推計結果

(5) 最終処分量

本町の最終処分量を図 6-11 に示します。

最終処分量には、新施設稼働前の平成 34（2022）年度まで、可燃残渣等を含む可燃ごみを処理した場合の可燃ごみ処理施設からの焼却灰等の残渣と直接埋立ごみを含みます。新施設稼働後の最終処分量は可燃ごみの焼却灰等の残渣のみとなります。



※平成 35（2023）年度の最終処分量は年度ははじめから新施設稼働した場合の推計量とする。

図 6-11 最終処分量の推計結果

5 将来のごみ処理の対象ごみ及び品目

平成 35(2023)年度中からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である平成 44(2032)年度時点における、将来の本町の処理対象ごみ及び品目を図 6-12 に示します。家庭系ごみ及び事業系ごみを対象に、図 6-12 に示す収集及び自己搬入する 10 品目を組合で広域処理するものとします。

処理対象ごみ	家庭系ごみ		事業系ごみ	
処理対象品目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
	ペットボトル	ビン	アルミ缶	スチール缶
	有害ごみ	小型家電	広域処理の対象品目	
	新聞紙	ダンボール	雑誌	雑紙
	古着	牛乳・ジュース等 紙パック		

図 6-12 将来のごみ処理の対象範囲

6 将来のごみの分別区分等（排出方法、収集回数、収集方法含む）

本計画の計画目標年度である平成 44（2032）年度時点における、本町の将来の分別区分等を表 6-8 に示します。

表 6-8 上牧町のごみの分別区分等（平成 44（2032）年度時点）

分別区分			排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ	下記以外のもの（廃食用油・プラスチック製品を含む）	・指定袋に入れる	週 2 回	ステーション
	不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、鉄製品（一斗缶を含む）、スプレー缶（穴あけは任意）など	・指定袋に入れる	週 1 回（予定）	ステーション
	プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふされているもの（キャップは外すこと、シャンプーのポンプ部分是不燃）	・指定袋に入れる	週 1 回（予定）	ステーション
	粗大ごみ	45L のビニール袋に入らないもの 45L 袋に入っても重みで袋が破れるもの	・粗大ごみ収集利用券を貼って出す（品目により枚数は異なる）	電話申込	戸別
拠点回収	小型家電	制度対象品目すべて	・回収ボックスに入れる	随時	拠点
	食品トレイ	白色トレイのみ	・水で洗い資源物置場に出す	月 1 回	拠点
	ペットボトル	ペットマークの識別マークがふされているもの（キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）	・水で洗い、資源物置場に出す	月 2 回	拠点
	ビン（白・茶・その他）	飲食用、薬、化粧品	・水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	拠点
	スチール缶	18L 缶を除くスチールの識別マークがふされているもの（スプレー缶を除く）	・水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	拠点
	アルミ缶	アルミの識別マークがふされているもの（スプレー缶を除く）	・水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	拠点
	有害ごみ	水銀などの有害物質を含むもの（蛍光灯、体温計、電池）	・回収ボックスに入れる	随時	拠点
集団回収	古紙類	古新聞紙、古雑誌、ダンボール、紙パック	-	-	-
	古布類	古布、古着	-	-	-

注）収集回数（予定）は今後、施設の整備内容等を踏まえて、詳細検討を行い変更する場合があります。

7 将来のごみ処理主体

平成 35 (2023) 年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である平成 44 (2032) 年度時点における、将来のごみ処理主体を表 6-9 に示します。

表 6-9 上牧町のごみ処理主体（平成 44（2032）年度時点）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	不燃ごみ	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	食品トレイ	直営/自己搬入	委託	資源化
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	ビン	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	スチール缶	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	アルミ缶	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	有害ごみ	自己搬入	委託	委託
	小型家電	自己搬入	委託	資源化
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	古紙類	委託（集団回収）	委託（民間）	資源化
	古布類	委託（集団回収）	委託（民間）	資源化
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	不燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	ペットボトル	許可業者/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	ビン	許可業者/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	カン	許可業者/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	小型家電	—	—	—
	粗大ごみ	許可業者/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）

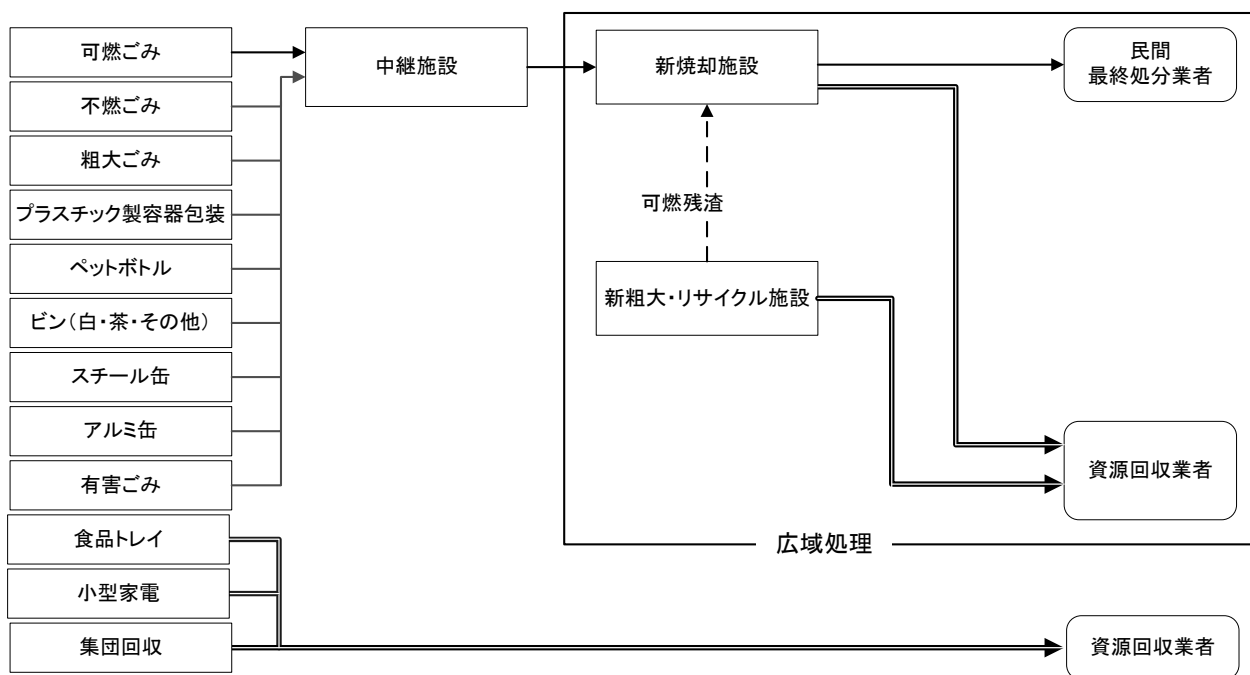


図 6-13 上牧町のごみ処理フロー（平成 44（2032）年度時点）

第4節 目標達成に向けた基本施策

基本理念の実現に向け、基本方針に基づき、具体的な基本施策を講じていきます。

基本理念	基本方針	基本施策
ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す	排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進	・「ごみゼロ生活」の推進 ・事業系の自主的な取組の促進 ・各種リユースの促進 ・廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討 ・廃棄物の再生利用の促進
	ごみ処理サービスの向上	・新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築 ・住民サービスの充実 ・事業系ごみの適正排出体制の構築
	ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進	・民間委託による適正な処理・処分の推進 ・循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備 ・最終処分量の削減 ・広域最終処分場の安定的な確保
	安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築	・ごみ処理責任の明確化 ・ごみに関する情報提供の充実 ・ごみに関する啓発活動の充実 ・適正処理困難物への対応強化 ・在宅医療廃棄物の適正処理 ・不法投棄防止の推進 ・計画の進行管理

図 6-14 目標達成に向けた施策体系

1 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進

(1) 基本施策

- ☐ 「ごみゼロ生活」の推進
- ☐ 事業系の自主的な取組の促進
- ☐ 各種リユースの促進
- ☐ 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討
- ☐ 廃棄物の再生利用の促進

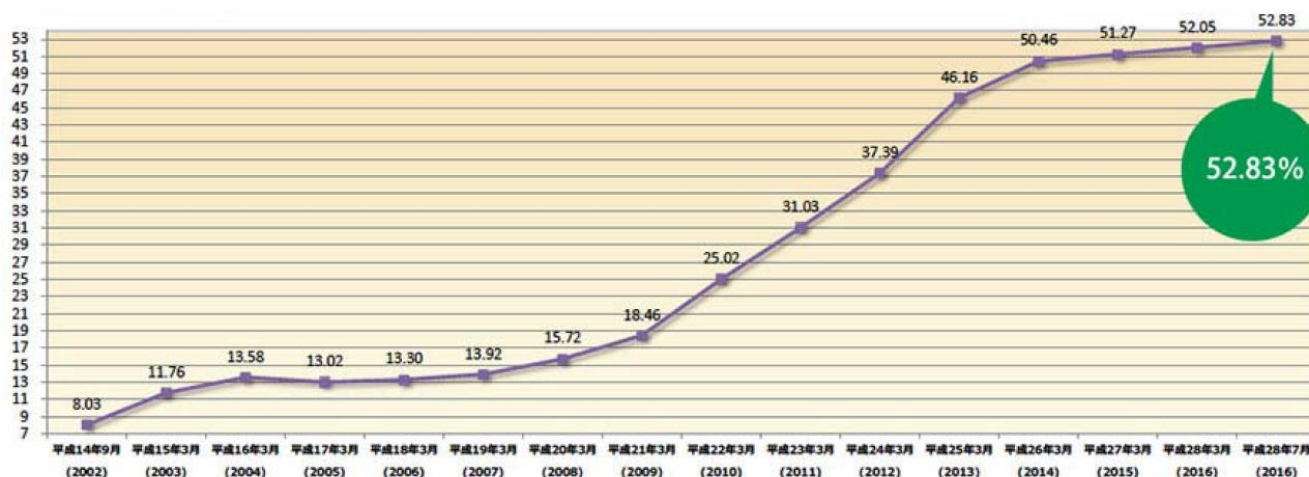
廃棄物対策はまず、不用となるもの（廃棄物・ごみ）を排出させない・減らすことが重要です。家庭や事業所で廃棄物を発生させない生活スタイルや事業活動に転換するために、ごみ減量意識を高めるとともに、住民、事業者の自主的な行動につながるような施策を展開します。

1) 「ごみゼロ生活」の推進

【具体的施策】

①ごみとなるものを家庭に持ち込まない

買い物時のマイバッグの利用推進、ばら売りや量り売りの利用、簡易包装、詰め替え用商品の利用等、本来必要のないものを家庭に持ち込まないような消費活動の推進を、住民、事業者とのパートナーシップで推進します。



※出典：日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み

図 6-15 レジ袋の辞退率の推移

②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物を「食品ロス」といいます。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるような取り組みを住民、事業者それぞれができることから進めます。行政はその取り組みを推進するために、住民、事業者への情報提供の充実を図るとともに、学校での食育を実施し、食品ロス削減意識の向上に努めます。また、生ごみを排出する時の水切りの徹底を普及啓発します。

● 食品ロス削減に向けてできること

○食品ロスの発生には、直接的・間接的に様々な要因が複雑に関わっており、ある特定の立場の者に削減の責任があるわけではない。
○それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことを、できることから着実に進めていくことが大切。

製造	卸売	小売	外食	家庭
・需要予測精度向上 ・製造ミス削減 ・賞味期限延長・年月表示化 ・期限設定情報開示	・需要予測精度向上 ・売り切り ・配送時の汚・破損削減	・需要予測精度向上 ・売り切り ・小容量販売 ・バラ売り	・需要予測精度向上 ・調理ロス削減 ・食べ切り運動 ・小盛サービス ・持ち帰り(自己責任)	・冷蔵庫・家庭内の在庫管理 ・計画的な買い物 ・食べ切り ・使い切り ・期限表示の理解
・フードチェーン全体での返品・過剰在庫削減 ・余剰食品のフードバンク寄付				
食品ロスの実態把握・削減意識共有、もったいない精神				

※出典：食品ロスの削減とリサイクルの推進 平成28（2016）年10月 農林水産省

図 6-16 食品ロス削減に向けてできること

2) 事業系の自主的な取組の促進

【具体的施策】

①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系廃棄物）は景気の動向等の影響を受け変動します。その事業系廃棄物の処理責任は事業者自身にあります。

今後、多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。

②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る

事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について、講習会を実施し、有効な取り組み事例の紹介や事業者向けの適正処理の手引きを作成する等、啓発・指導を積極的に行い、事業者の自主的な取り組みを支援します。



図 6-17 事業系ごみの適正処理・減量に関するパンフレット例

排出抑制した後に出てくる廃棄物は、循環利用を促進する必要があります。

循環型社会を形成していくためには、消費→廃棄→処理→処分までの各段階において、廃棄物のリユースとリサイクルの優先順位を考慮することが大切です。

不用物のリユース、廃棄物の資源化物回収によるリサイクル等をさらに進め、循環利用の促進を図ります。

3) 各種リユースの促進

【具体的施策】

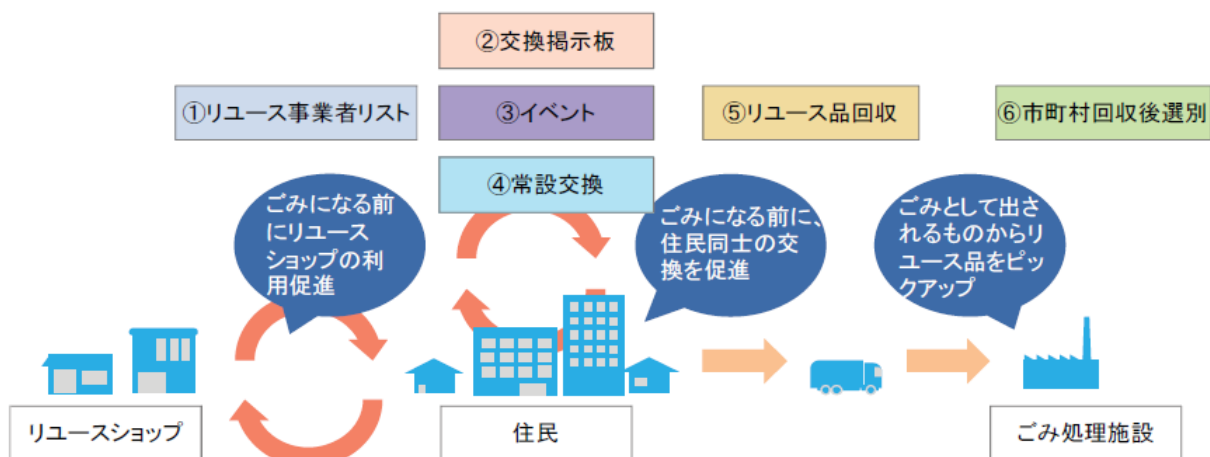
①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる

ごみ減量の情報発信拠点を整備し、不用品交換（譲ります。譲ってください。）コーナーやフリーマーケットの実施、また、修理、衣類、家具等のリメイク等の講習会を開催し、リユースを促進します。

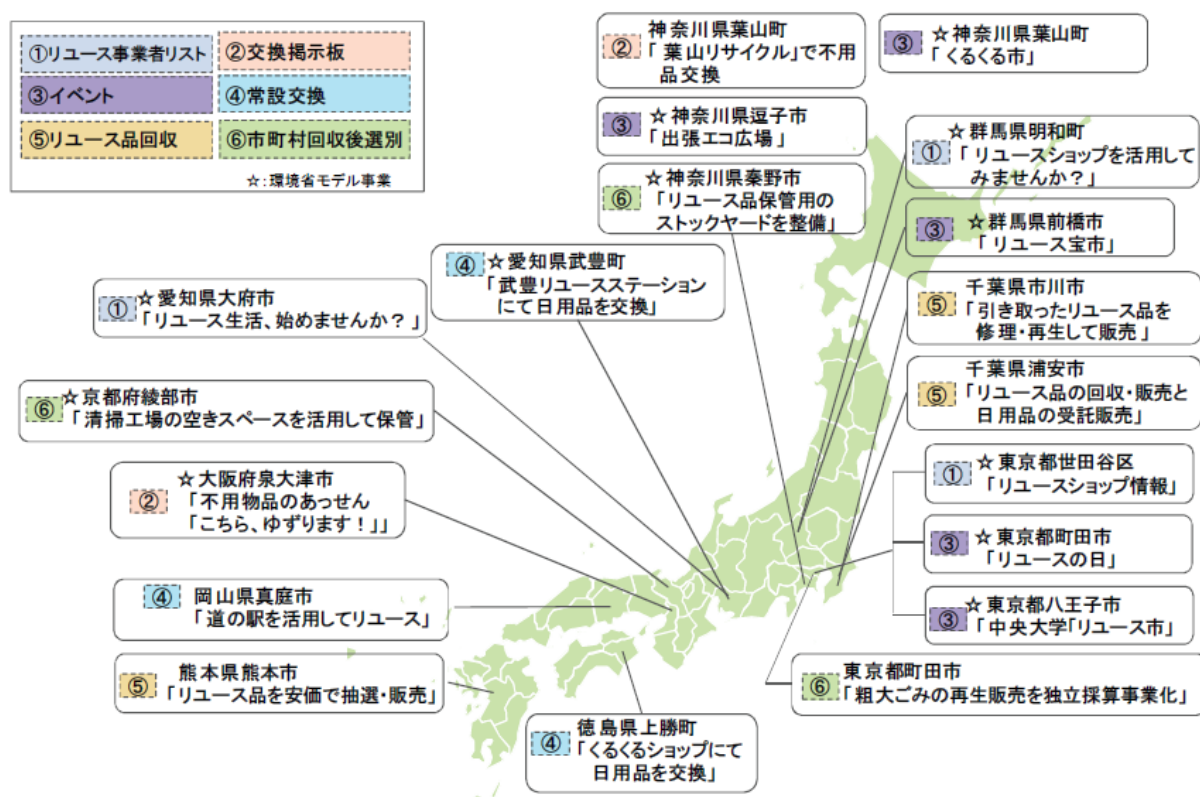


※出典：リユース読本 平成 28（2016）年 5 月 環境省

図 6-18 暮らしの中のリユース方法



<使用済製品等のリユース取組事例マップ>

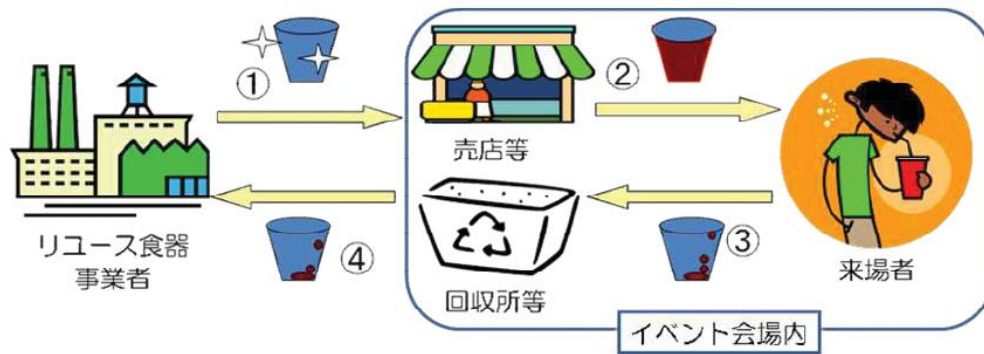


※出典：市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き 平成 27（2015）年 7 月 環境省

図 6-19 リユースに関連した取組イメージと取組事例

②リユース食器の利用を促進する

地域のお祭り、スポーツ大会等の大小様々なイベント等に、リユース食器を取り入れる動きが全国各地で進んでいます。身近な循環行動の代表事例としてイベントへのリユース食器の導入を促進します（エコ・イベントのすすめ）。



- ①リユース食器事業者から必要な枚数のリユース食器を借ります。
 - ②売店で飲食物をリユース食器に入れて販売します。
 - ③リユース食器回収所等で、使用済みのリユース食器を回収します。
 - ④リユース食器事業者に返却します。
- リユース食器事業者がリユース食器を洗浄し、次回貸し出しまで保管します。

※出典：地方公共団体向けリユース食器普及啓発資料 平成 24（2012）年 6 月 環境省

図 6-20 リユース食器を利用するフロー



図 6-21 リユース食器の導入に関するパンフレット例

4) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討

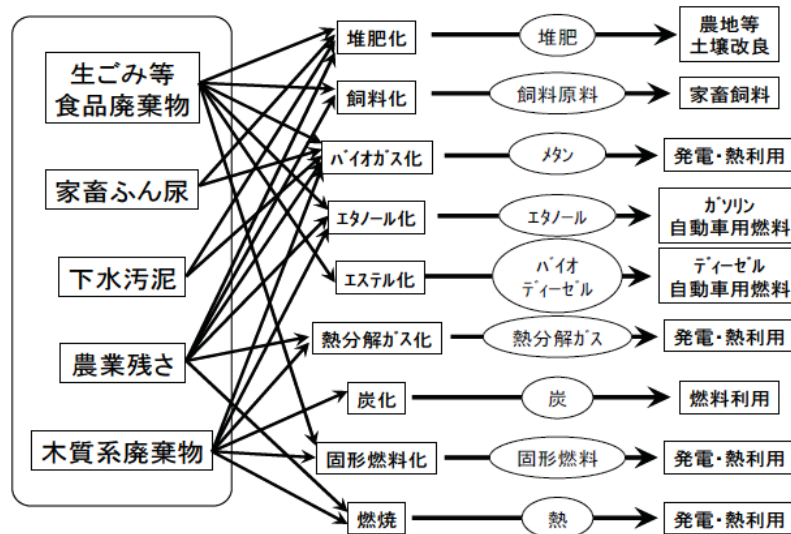
【具体的施策】

①生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する

平成 28（2016）年度に実施したごみ組成分析調査の結果をみると、家庭から出る可燃ごみ中に 40%程度の生ごみが含まれています。生ごみを減量するために、食品ロス取組を実施しますが、それでも排出される生ごみについては、家庭用生ごみ処理器やコンポスト容器を利用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、廃食用油の回収を促進し、BDF化等の再生利用に取り組みます。

②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する

廃棄物の再生利用を進めていくうえで、生ごみや家畜排泄物、下水汚泥等をバイオマス資源として有効利用していくことは重要です。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があること、事業系廃棄物においては比較的まとまった量が特定の場所で発生すること等の特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえ、県、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を検討するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。



※出典：環境省 第5回「生ごみ等の3R・処理に関する検討会」資料
「食品廃棄物系バイオマスのエネルギー利用の現状及び課題等について」

図 6-22 バイオマス系廃棄物の利用用途の概要

5) 廃棄物の再生利用の促進

【具体的施策】

①資源ごみの分別を徹底する

ごみ組成分析調査の結果をみると、可燃ごみ中に、資源化可能な紙類や不燃ごみ中の缶、びん類等、分別の不徹底が見受けられます。資源の有効活用を図るため、分別区分に従い、分別排出を徹底することを住民へ周知し、再生利用の促進を図ります。

②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する

本町では広域処理開始に向け、「プラスチック製容器包装」の分別収集を平成32(2020)年度から開始する予定です。

今後は、住民への周知を実施し、分別の徹底を図ります。

2 ごみ処理サービスの向上

(1) 基本施策

- ☐新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築
- ☐住民サービスの充実
- ☐事業系ごみの適正排出体制の構築

広域組合で、平成 35（2023）年度中の稼働を目指している新ごみ処理施設での処理を踏まえて、新たな分別区分の効率的で安定した新収集・運搬体制を構築します。

新ごみ処理施設の稼働に伴う、分別区分の変更や排出方法の変更等、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことで、分別排出マナーの向上を図ります。

また、今後さらに進む高齢化社会等を踏まえ、ふれあい収集の充実に努めます。

1) 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築

【具体的施策】

①新収集・運搬体制を構築する

本町では平成 30（2018）年度から新たな区分の分別を順次開始する予定です。排出方法、収集回数、収集体制等については、本町の所掌事務であることから、効率的で安定した収集・運搬体制を今後も構築していきます。

なお、次に示す分別区分等は、現時点で決定している内容であり、今後、広域組合での処理・処分での協議等により、変更する可能性があります。

表 6-10 上牧町の分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系ごみ	可燃ごみ	・ 指定袋に入れる	週 2 回	直営/自己搬入	ステーション
	不燃ごみ	・ 指定袋に入れる	週 1 回	直営/自己搬入	ステーション
	プラスチック製容器包装※ ¹	・ 指定袋に入れる	週 1 回	直営/自己搬入	ステーション
	粗大ごみ	・ 粗大ごみ収集利用券を貼って出す（品目により枚数は異なる）	電話申込	直営/自己搬入	戸別
	小型家電	・ 回収ボックスに入れる	随時	直営/自己搬入	拠点
	ペットボトル	・ 水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	直営/自己搬入	拠点
	ビン（白・茶・その他）	・ 水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	直営/自己搬入	拠点
	スチール缶	・ 水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	直営/自己搬入	拠点
	アルミ缶	・ 水で洗い資源物置場に出す	月 2 回	直営/自己搬入	拠点
	有害ごみ※ ²	・ 回収ボックスに入れる	随時	直営/自己搬入	拠点
事業系ごみ	可燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	不燃ごみ			許可業者/自己搬入	
	ペットボトル			許可業者/自己搬入	
	ビン			許可業者/自己搬入	
	カン			許可業者/自己搬入	
	小型家電			委託	
	粗大ごみ			許可業者/自己搬入	

※ 1 平成 32（2020）年度から実施予定

※ 2 平成 30（2018）年度から実施

2) 住民サービスの充実

【具体的施策】

①高齡化社会を踏まえ、「ふれあい収集」を推進する

ひとり暮らしの高齡者世帯の一層の増加が想定されることから、高齡者の単身世帯や、自宅からステーションまでごみを出すことが困難な方を対象に行っている「ふれあい収集」の充実に努めます。

3) 事業系ごみの適正排出体制の構築

【具体的施策】

①事業系ごみの分別排出を徹底する

事業活動に伴って発生するごみの処理責任は事業者にあります。可燃ごみに資源化物や産業廃棄物が混入することがないように分別指導を強化し、混入防止に努めます。

②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らによる自己搬入もしくは収集・運搬許可業者によって実施されます。適正な収集・運搬作業を安定して、継続的に実施するため、指導を強化します。

③環境負荷の少ない収集車両を導入する

収集を委託、許可する民間業者に、環境負荷の少ない車両の導入を働きかけます。

3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進

(1) 基本方針

- ☐ 民間委託による適正な処理・処分の推進
- ☐ 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備
- ☐ 最終処分量の削減
- ☐ 広域最終処分場の安定的な確保

すべてのごみを民間処理に委ねていることから、一層、適正な処理・処分に努めます。
新ごみ処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電等、循環型社会推進に資する事業実施に努めます。

1) 民間委託による適正な処理・処分の推進

【具体的施策】

①民間委託による適正な処理・処分に努める

本町では昭和 47（1972）年から稼働していた焼却工場を平成 28（2016）年 11 月に稼働停止し、以降、すべてのごみの処理を民間委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまで、この民間委託によるごみの処理・処分は継続します。

定期的に立入検査を実施し、処理・処分状況を把握します。

②民間施設の負荷を減らす

平成 35（2023）年度まで委託処理を行う既存施設について、今後も適切かつ安定した可燃ごみの処理を継続して行うために、処理量の削減に努めるとともに、施設の負荷の削減を働きかけます。

2) 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

【具体的施策】

①ごみ処理広域化を推進する

奈良県では県内のごみ処理施設の約7割が人口規模5万人未満を対象とした施設となっており、可燃ごみ処理施設のほとんどが小規模施設で、かつ老朽化が進んでいます。

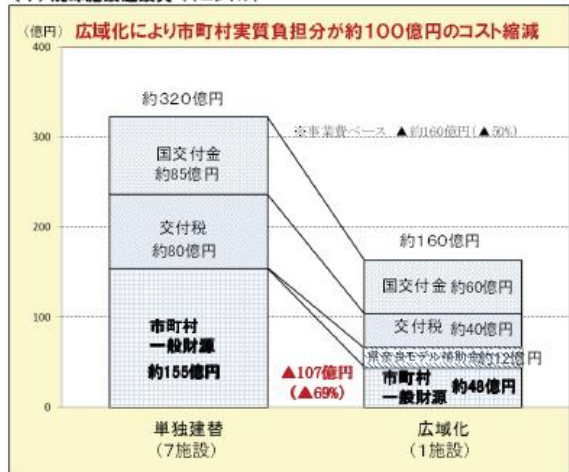
県では、このような各市町村のごみ処理の現状や課題等の情報を踏まえ、ごみの共同処理の効果・必要性の認識を共有し、ごみ処理の広域化を推進（奈良モデル・プロジェクト）しています。

本町では、2市7町1村の人口規模25万人の広域組合において、今後、安心・安全・安定なごみ処理が行えるよう、構成市町村に存在する複数のごみ処理施設を1施設に統合した施設でごみの広域処理を行っていきます。

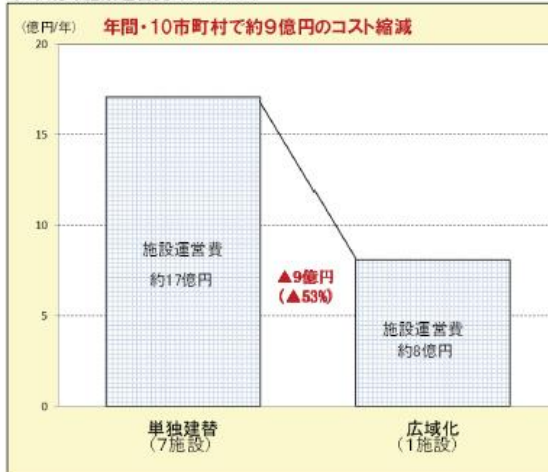
◇ごみ処理広域化による行財政効率の大幅な向上(天理モデルを事例として県(環境政策課)が概括的に試算)

■ 関係10市町村(組合)による施設の統合整備・運営(7施設→1施設)により、**焼却施設の建設費で約100億円のコスト削減**

(1) 焼却施設建設費(イニシャル)



(2) 焼却施設運営費(ランニング)



※出典：奈良県資料「ごみ処理広域化の促進 平成28(2016)年5月23日

くらし創造部 環境政策課」

図 6-23 ごみ処理広域化による行財政効率の試算

②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する

新たに整備するごみ処理施設は、単に公衆衛生の確保・環境保全のみを目的とした施設ではなく、循環型社会、低炭素社会に対応した施設を計画します。また、新ごみ処理施設は、3Rを推進するための粗大・リサイクル施設と焼却施設とを総合的に整備します。

将来のごみ処理の対象範囲は図 6-24 に示すとおりです。

[新ごみ処理施設の整備の考え方]

- ・資源化やエネルギー回収が可能な熱回収施設及び粗大・リサイクル施設を総合的に整備する。
- ・生活環境や自然環境に配慮した、安全・安定的な施設とする。
- ・環境教育の起点となる施設とする。
- ・環境負荷を低減するための技術等を積極的に導入する。
- ・焼却残渣等の処理・処分についても環境負荷の低減に配慮し有効に利用できる技術を検討し、最終処分場の延命化を図る。

処理対象ごみ	家庭系ごみ		事業系ごみ	
処理対象品目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
	ペットボトル	ビン	アルミ缶	スチール缶
	有害ごみ	小型家電	広域処理の対象品目	
	新聞紙	ダンボール	雑誌	雑紙
	古着	牛乳・ジュース等 紙パック		

図 6-24 将来のごみ処理の対象範囲（再掲）

焼却残渣等は、今後も大阪湾フェニックス等に搬入し処分していくことになります。

最終処分場の延命化を行っていくために、ごみの減量化による焼却処理量の削減と広域処理による焼却残渣等の削減を図ります。

また、最終処分が必要なものについては、今後も最終処分場の安定確保に努めます。

3) 最終処分量の削減

【具体的施策】

①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する

最終処分の対象は、中間処理等を経て最終的に残ったごみです。本町の最終処分率は類似都市より大きい状況にあります。

今後は、可燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底、生ごみの削減等により、焼却処理量の削減に努め、焼却残渣等を削減します。

②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する

今後の新ごみ処理施設のごみ処理技術の検討にあたり、最終処分量の減量につながる新技術の開発動向等の把握に努めます。

4) 広域最終処分場の安定的な確保

【具体的施策】

①広域最終処分場を安定的に確保する

最終処分量の削減に努める一方で、最終処分が必要となる廃棄物の対応として、最終処分場の安定確保が必要です。本町では、広域組合、構成市町村とともに国や奈良県に対して大阪湾フェニックス等の広域的な最終処分場の安定的な確保を要望していきます。

②最終処分場の確保を検討する

最終処分場は住民合意を得ることが難しい施設ではありますが、安定した最終処分を実施するためにも、最終処分場の自区内確保の可能性を調査し、最終処分場の確保を検討していきます。

4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

ごみに関する意識の向上を図るため、ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報をきちんと住民に発信し、循環型社会構築の意識の醸成に努めます。

1) ごみ処理の責務の明確化

①住民の責務

住民は、廃棄物の排出者として、廃棄物の減量やその他適正な処理に関する本町や広域組合の施策に協力する必要があります。本町は、排出の抑制や再生利用の協力を要請していくものとします。

②事業者の責務

事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物についての処理責任があります。

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等による減量化に努め、その製造、加工、販売等に際して、その製品が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難になることのないようにする必要があります。また、廃棄物の減量化、適正処理の確保のための国や本町の施策に協力する必要があります。

本町は、事業者に廃棄物処理の協力を求めるため、指導・啓発等を行います。

③町の責務

本町は処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように処理する責任があります。一般廃棄物の処理事業にあたる職員の資質の向上等、その能率的な運営に努めます。また、一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促し、その適正な処理に必要な措置を講ずるように努めます。

2) ごみに関する情報提供の充実

従来の広報紙、ごみの出し方パンフレット等に加え、インターネットを活用し、ホームページやスマートフォンアプリ等を活用する等、媒体の拡充を図ります。また、多言語に対応する等、誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

3) ごみに関する啓発活動の充実

①環境教育・学習の充実

小学校・中学校等における従来の施設見学に加え、実践型の教育プログラムを作成し、環境教育・学習の充実を図ります。

②社会教育プログラムの充実

町内で実施されるイベント等において、「ごみを出さないイベント」の実施、大人を対象とした施設見学会の実施、ごみ減量ワークショップやエコクッキング講習会等、社会教育のプログラムを充実し、住民のごみ減量への意識の向上を図ります。

家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ」等住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあります。これらのごみへの対応を住民に広く周知します。

4) 適正処理困難物への対応強化

組合での処理が困難な適正処理困難物等の廃棄物については、拡大生産責任の観点から、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対してその回収等の措置を講ずるように構成市町村とともに要請していきます。ただし、一般廃棄物については本町の処理責任のもとで、必要な受け皿の検討もしていきます。

なお、現在本町で、今後も組合が取り扱わない品目については、不法投棄の未然防止から、専門事業者等の紹介を行います。

5) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系廃棄物のうち、感染の恐れがある廃棄物は、本町では収集することも持ち込むこともできません。高齢化社会において、今後在宅医

療廃棄物は増加すると予測されることから、これらの医療廃棄物については、種類ごとに医療機関・薬局等の関係機関で適切な回収に努めるとともに、専門業による処理等の排出ルールを定め、対象者へ医療機器とともに配布する等、関係者への周知徹底を図ります。

6) 不法投棄防止の推進

不法投棄や散乱ごみを防止するため、住民への啓発を進めるとともに、地域外からの不法投棄を防止するため、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化します。また、不法投棄がある箇所を特定し、不法投棄されにくい環境の整備を推進します。

7) 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画の進行管理を行います。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取り組み内容等に対し、PDCAサイクル（図 6-25）を活用し、実績の把握や各種ごみの減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効果的な達成に努めます。

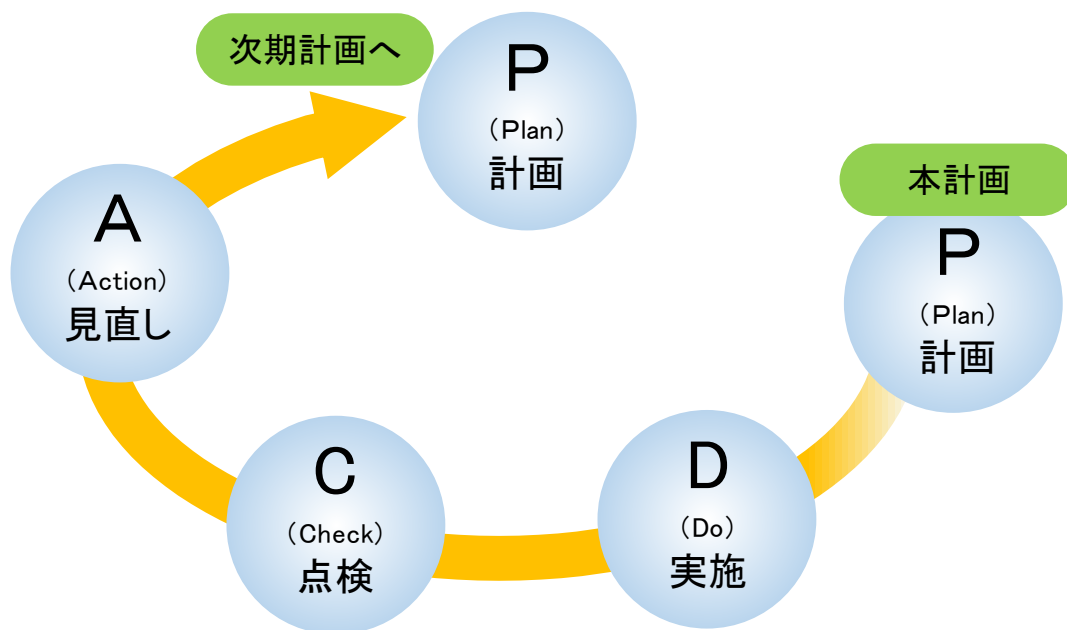


図 6-25 PDCAサイクルのイメージ

5 施策実施スケジュール

	前期 平成30(2018)～36(2024)年度	後期 平成37(2025)～44(2032)年度
1. 1 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進		
1)「ごみゼロ生活」の推進		
①ごみとなるものを家庭に持ち込まない		
②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす		
2)事業系の自主的な取組の促進		
①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める		
②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る		
3)各種リユースの促進		
①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる		
②リユース食器の利用を促進する		
4)廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討		
①生ごみ等のリサイクルを促進する		
②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する		
5)廃棄物の再生利用の促進		
①資源ごみの分別を徹底する		
②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する		
2. ごみ処理サービスの向上		
1)新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築		
①新収集・運搬体制を構築する		
2)住民サービスの充実		
①高齢化社会を踏まえ、「ふれあい収集」を推進する		
3)事業系ごみの適正排出体制の構築		
①事業系ごみの分別排出を徹底する		
②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う		
③環境負荷の少ない収集車両を導入する		
3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進		
1)民間委託による適正な処理・処分の推進		
①民間委託による適正な処理・処分に努める		
②民間施設の負荷を減らす		
2)循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備		
①ごみ処理広域化を推進する		
②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する		
3)最終処分量の削減		
①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する		
②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する		
4)広域最終処分場の安定的な確保		
①広域最終処分場を安定的に確保する		
②最終処分場の確保を検討する		
4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築		
1)ごみ処理の責務の明確化		
2)ごみに関する情報提供の充実		
3)ごみに関する啓発活動の充実		
4)適正処理困難物への対応強化		
5)在宅医療廃棄物の適正処理		
6)不法投棄防止の推進		
7)計画の進行管理		

第5節 災害廃棄物処理基本方針

1 奈良県の被害想定

平成 28（2016）年 3 月に策定された「奈良県災害廃棄物処理計画（以下「県災害廃棄物処理計画」という。）では、奈良県内の対象となる大規模地震と被害及び災害廃棄物量が表 6-11 のように想定されています。

県災害廃棄物処理計画では、県内で発生する最大規模の災害として、第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 16 年 10 月）において、最も被害の大きい災害とされている奈良盆地東縁断層帯地震を想定していますが、本町で最も大きな被害となるのは生駒断層帯地震と想定されています。

表 6-11 上牧町で想定される大規模地震における被害想定

＜第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 16（2004）年 10 月）より＞

区分	対象地震	想定 マグニチュード	建物全壊数（棟）	災害廃棄物量 （t）
内 陸 型	奈良盆地東縁断層帯	7.5	627	107,999
	中央構造線断層帯	8.0	865	137,641
	生駒断層帯	7.5	865	139,770
	木津川断層帯	7.3	63	26,108
	あやめ池撓曲—松尾山断層	7.0	630	108,451
	大和川断層帯	7.1	784	129,702
	千股断層	7.1	196	48,945
	名張断層	6.9	183	47,157
海 溝 型	東南海・南海地震同時発生	8.6	3	431
	東南海地震	8.2	0	0
	南海地震	8.6	3	400
	東海・東南海地震同時発生	8.3	0	0
	東海・東南海・南海地震同時発生	8.7	3	431

＜内閣府南海トラフ巨大地震の被害想定（平成 24（2012）年 8 月）「長期評価結果」地震調査研究推進本部より＞

区分	対象地震	想定 マグニチュード	建物全壊数（棟）	建物全壊数 （棟）	今後 30 年以内 の発生確率
南海トラフ	基本ケース	9.1	7,500～85,000	60～500	70%程度
	陸側ケース	9.1	32,000～7,000		

※奈良県資料「奈良県災害廃棄物処理計画（平成 28（2016）年 3 月）」を基に整理

また、生駒断層帯地震における本町の建物被害は表 6-12 に示すとおりです。

表 6-12 生駒断層帯地震における建物被害

市町村名	全壊（棟）	半壊（棟）	合計（棟）
上牧町	865	808	1,673

※出典：奈良県資料「第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 16（2012）年 10 月）」

2 災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されているため、その処理の責任は市町村にあります。今後発生が危惧される大規模地震や水害等により発生した災害廃棄物(避難所ごみを含む)は住民の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題を防止する観点から、その処理を適正かつ迅速に行なわなければなりません。災害廃棄物に起因する混乱を最小限にし、1日も早く住民が日常を取り戻すために、応急対応、復旧、復興について必要な事項を整理する必要があります。

災害廃棄物は災害の規模によっては、その処理に数年を要する場合もあります。将来にわたって災害廃棄物を適正に処理するためには、災害が起きる前から、環境負荷の低減や資源の有効活用を視野に入れ、応急期、復旧・復興期の各段階において、可能な限り分別、選別、再生利用等をし、最終処分量を低減する等の対策について検討が必要です。

3 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

具体的には、平時から災害対応拠点としての視点で施設整備を進め、関係機関・団体との連携体制を構築することや、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る必要があります。

そのため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省廃棄物・リサイクル対策部)及び大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針(平成27年11月環境省廃棄物・リサイクル対策部)等を十分踏まえながら、奈良県災害廃棄物処理計画、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各自治体の実情に応じて、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画の策定を見直す必要があります。災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、仮置場の確保、廃棄物(有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む)の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を平成30(2018)年度に定める予定です。

4 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となります。このため災害時において、当該自治体だけでなく、委託業者、許可業者が一般廃棄物処理(収集・運搬及び処分・再生)事業を継続できるように実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、災害廃棄物処理計画等に反映します。組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、訓練や見直し等継続的な取り組みが必要です。また、他の市町村等との連携等によるさらに広域的な取り組みについても検討が必要です。